

みんながつながる  
ちがさきの地域福祉プラン3  
素案  
(案)

令和8(2026)年3月  
茅ヶ崎市  
社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会

本計画は、茅ヶ崎市の「第 5 期茅ヶ崎市地域福祉計画」、「第 2 期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画」、「第 2 期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」、「第 1 期茅ヶ崎市再犯防止推進計画」、社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会の「第 7 次茅ヶ崎市地域福祉活動計画」を一体的に策定したものであり、正式名称は「第 5 期茅ヶ崎市地域福祉計画・第 7 次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第 2 期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画・第 2 期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画・第 1 期茅ヶ崎市再犯防止推進計画」です。

「第 3 期茅ヶ崎市地域福祉計画・第 5 次茅ヶ崎市地域福祉活動計画」より、本計画に親しみを持っていただくために「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」を愛称として使用しています。

## 地域福祉とは



**地域福祉** ってなあに？

「**地域福祉**」とは、そこで生活しているすべての人が、  
幸せを感じて暮らすための取組みのことだよ



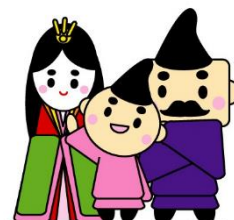
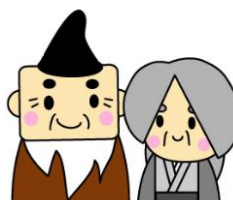
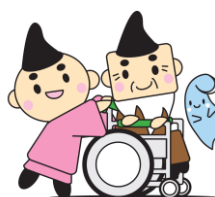
すべての人

修正中

地域には、赤ちゃんから高齢者まで、障害がある人や、外国にルーツがある人など、  
多様な個性や属性を持つ人が暮らしているよね。

そうした地域に暮らす一人ひとりが、  
地域で**自分らしく幸せ**に暮らすには、  
地域の住民同士の**つながり**を大切にして、  
お互いの**支え合い**の仕組みをつくっていくことが大事だよ。

「みんながつながるちがさきの**地域福祉プラン**」では、  
すべての人が幸せを感じられる地域を  
みんなで作っていくことを目指していくよ。



## 目 次

|                        |      |
|------------------------|------|
| はじめに                   | 1    |
| 1 計画策定の趣旨              | 2    |
| 2 計画の位置づけ・構成           | 3    |
| 3 計画期間                 | 5    |
| 4 計画における地域のとらえ方        | 6    |
| 第1部 これまでやってきたこと        | 9    |
| 1 前計画期間における主な社会変化・法改正等 | 10   |
| 2 茅ヶ崎市の現状              | 12   |
| 3 前計画の振り返り             | 32   |
| 第2部 これからみんなで取り組むこと     | 39   |
| 1 計画の基本的な考え方           | 40   |
| 2 計画の展開                | 42   |
| 基本目標1 つながる             | 42   |
| 基本目標2 活動する             | 45   |
| 基本目標3 支え合う             | 48   |
| 3 進行管理                 | 51   |
| 4 計画の推進（個別計画に基づく体制づくり） | 52   |
| 第2期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画 | 52   |
| 第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画  | 56   |
| 第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画        | 59   |
| 資料編                    | 資-1  |
| 1 計画策定の根拠となる法令等        | 資-2  |
| 2 計画策定の体制及び経過          | 資-9  |
| 3 パブリックコメント実施結果（概要）    | 資-13 |
| 4 用語集                  | 資-14 |

---

## はじめに

---

# 1 計画策定の趣旨

少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、従来、支え合いの基盤であった家庭や地域、職場での相互扶助力が低下するなか、既存の仕組みでは対応が難しい制度のはざまの問題や、複合的な生活課題を抱える人や世帯が増えてきています。こうしたなか、国では、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています

本市においても、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」（令和3(2021)年度～7(2025)年度）（以下、前計画）において、地域住民や多様な主体が参画し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り組んできました。

前計画の計画期間が終了することに加え、社会経済状況の変化や多様化する福祉ニーズに対応するため、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」（以下、本計画）を策定し、これまでの取り組みを基盤に、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

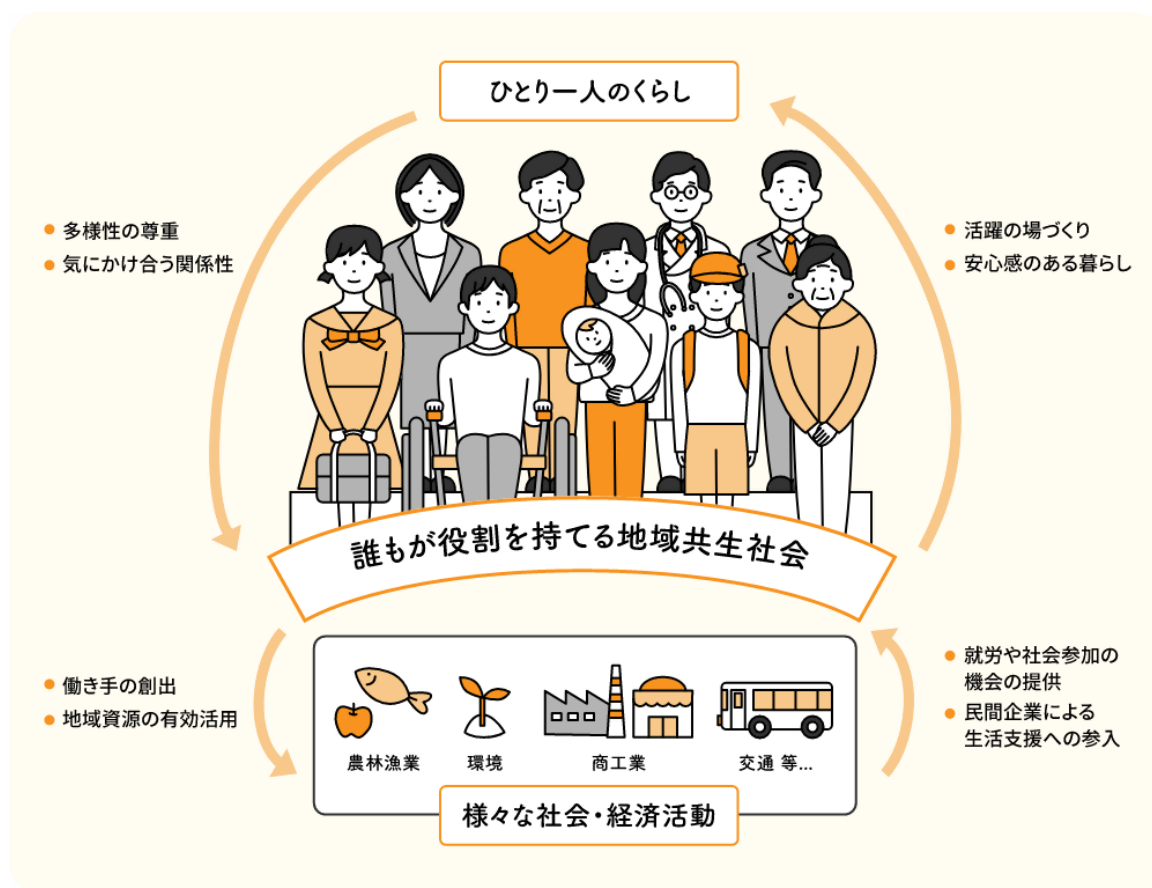


イラスト:厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

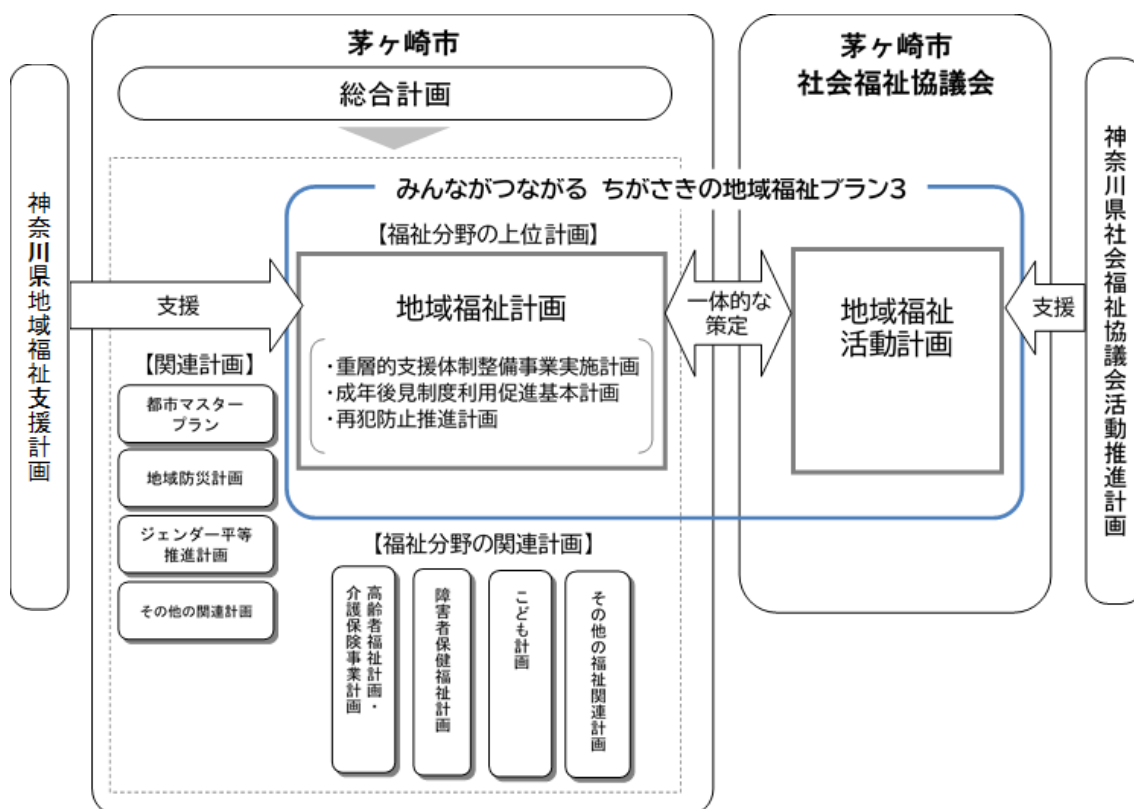
## 2 計画の位置づけ・構成

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市が策定する「地域福祉計画」と、社会福祉法第 109 条に規定されている「市町村社会福祉協議会」である「社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会（以下、市社協）」が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。行政や住民、地域福祉活動団体、事業所など地域に関わる人や資源の役割や協働を示すことで、より実効性のある計画とします。

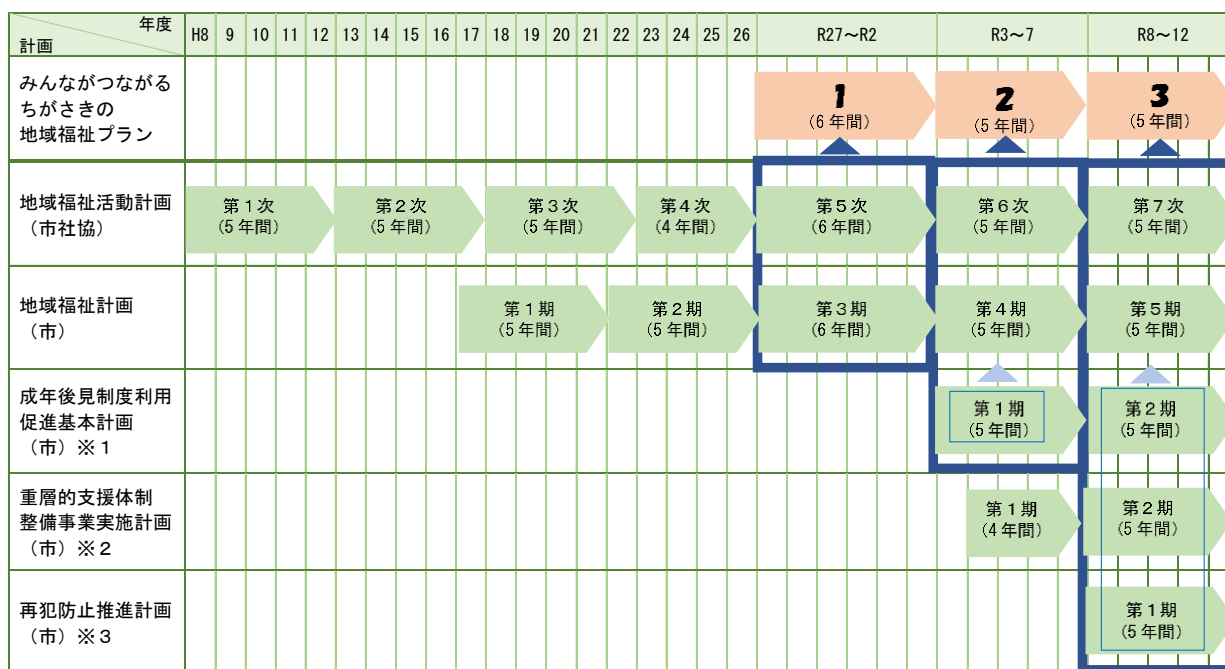
なお、「地域福祉計画」は、福祉の分野別計画が共通して取り組むべき事項を定める福祉分野の上位計画として位置づけます。

また、地域共生社会の実現に向けた福祉分野の取組みを総合的に推進するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を「地域福祉計画」に包含します。

### ■みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン 3 の位置づけ



## ■各計画のあゆみ



### ※1 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条）

権利擁護の支援として、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用の促進を図るための計画です。令和3（2021）年度策定の「第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」では、茅ヶ崎市成年後見支援センターの設置、周知啓発事業、権利擁護に向けた相談、支援のための地域連携ネットワーク等の体制づくり等の取組みが位置づけられました。

### ※2 重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の5第1項）

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり事業」を一体的に実施するための計画です。令和4（2022）年度策定の「茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画」では、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしながら複雑化・複合化した支援ニーズに対応する地域全体で支え合う体制の構築を目指しました。

### ※3 再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律 第8条第1項）

犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰の促進のため、福祉的な関りで更生支援に向けた地域づくりを進めるための計画です。地域福祉に関わるその他の取組みとともに一体的に推進します。



### 3 計画期間

茅ヶ崎市総合計画の計画期間（令和 3 (2021)～12(2030)年度）の下半期にあたる「令和 8 (2026) 年度から令和 12(2030)年度まで」の 5 か年とし、茅ヶ崎市総合計画との整合を図ります。

#### ■計画の期間

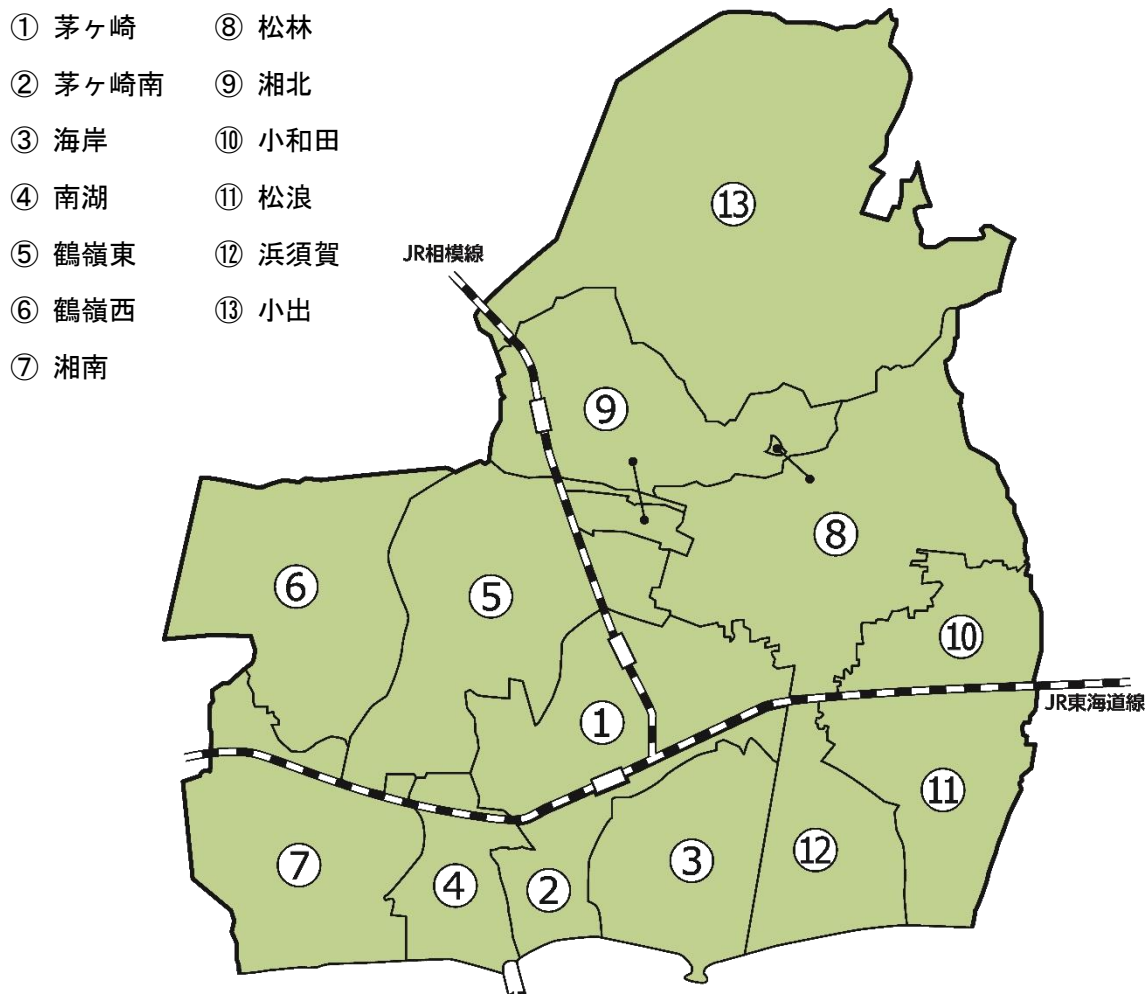
|                            | 令和 8<br>(2026)<br>年度 | 令和 9<br>(2027)<br>年度 | 令和 10<br>(2028)<br>年度 | 令和 11<br>(2029)<br>年度 | 令和 12<br>(2030)<br>年度 |
|----------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| みんながつながる<br>ちがさきの地域福祉プラン 3 | 次期計画策定作業             |                      |                       |                       |                       |
| 茅ヶ崎市総合計画                   | 後期実施計画               |                      |                       |                       |                       |

## 4 計画における地域のとらえ方

本計画の中には、「地域」、「地区」という言葉が多く登場します。これらの言葉は、皆さんが日頃暮らしている場所の単位を表し、範囲と機能を指すものと言えますが、ここで使い方を整理しておきます。

|     | 対 象 範 囲                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------|
| 地 域 | 「私たち市民が住んでいる地域」としてとらえ、区域を限定せずに、おおむね市域という広い範囲を対象に言い表すときに用います。 |
| 地 区 | まちぢから協議会等の圏域（13地区）における特定区域のことを対象に言い表すときに用います。概ね中学校区程度の範囲です。  |

茅ヶ崎市における13地区



## SDGs（持続的な開発目標）を踏まえた地域福祉の推進

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）とは、平成 27（2015）年に「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。SDGs では「誰一人取り残さない」を基本理念に 17 の目標を掲げ、世界が直面する課題の解決に向けた、普遍的な行動を呼びかけています。

SDGs の 17 の目標は相互に関係しており、地域福祉に関連の深い目標が含まれることから、本計画の推進においても SDGs を踏まえたうえで、様々な主体の連携・協力のもと、地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

|                                                                                     |               |                                                                                     |                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
|    | 貧困をなくそう       |    | 働きがいも経済成長も        |
|    | 飢餓をゼロに        |    | 人や国の不平等をなくそう      |
|   | すべての人に健康と福祉を  |   | 住み続けられるまちづくりを     |
|  | 質の高い教育をみんなに   |  | つくる責任つかう責任        |
|  | ジェンダー平等を実現しよう |  | 気候変動に長期的な対策を      |
|  | 安全な水とトイレを世界中に |  | パートナーシップで目標を達成しよう |

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





---

## 第 1 部 これまでやってきたこと

---

# 1 前計画期間における主な社会変化・法改正等

前計画の計画期間内（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）における主な社会情勢の変化・法改正等は、次のとおりです。

## 1 複雑化、多様化する生活課題

近年、介護保険、障害者総合支援、子ども・子育て支援、生活困窮者自立支援など、法に基づく様々な制度の充実が図られてきました。一方で、家族や地域社会のあり方の変化などにより、他者とのつながりが希薄となるなか、ヤングケアラーや 8050 問題など、自ら助けを求めることができずに社会的に孤立する人や世帯が増え、問題が深刻化しやすい状況になっています。虐待や貧困、ひきこもり、ダブルケア、病気や障がい、住まいの確保の問題など、個人や世帯が抱える複数の問題が、相互に影響し合い複雑に絡み合っているケースでは、従来の制度だけでの対応は難しく、制度や分野を超えた横断的な取組みが求められます。

また、障がいのある人や性的マイノリティ、外国にルーツを持つ人など、多様な背景の人々が生活する地域においては、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。さらに最近では、IT（情報技術）の進展による、パソコンやインターネットを利用できる人とできない人との間に生じる情報格差や、気象災害の激甚化や猛暑日の増加による健康被害、高齢者を狙った特殊詐欺や住宅強盗、物価上昇による生活不安など、新たな課題も見られ、地域における支援ニーズは、従来の福祉の範囲にとどまらず、より多岐にわたるものとなっています。

## 2 主な法改正等

### （1）社会福祉法の改正

令和 3（2021）年 4 月、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。この改正法により、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進する一つの方策として、市町村全体の連携により、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行うことで、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

### （2）第 2 期成年後見制度利用促進基本計画

令和 4（2022）年 3 月、「第 2 期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。これは、認知症の人や知的・精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人の権利擁護の重要性が高まる中で、成年後見制度の利用促進を図り、地域における相談支援体制を強化することを目的としています。

### （3）第 2 次再犯防止推進計画

令和 5（2023）年 3 月、「第 2 次再犯防止推進計画」が閣議決定され、犯罪をした人等

の地域社会への円滑な社会復帰の支援に向けた取組みが強化されました。住居確保や就労支援など、地域における多様な支援を通じて再犯を防止し、誰もが排除されない包摂的な社会を実現しようとするものです。

#### （４） こども基本法

令和 5（2023）年 4 月、日本の将来を担う子どもたちの権利を保障するため、「こども基本法」が施行されました。これは、子どもを権利の主体として捉え、子どもが自由に意見を述べたり、意見を聴かれる権利を明確にすることで、子どもの健やかな成長と幸福を社会全体で実現していくための基盤となる法律です。

#### （５） 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

令和 6（2024）年 1 月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、互いに支え合う共生社会の実現を目指すことが示されました。

#### （６） 孤独・孤立対策推進法

令和 6（2024）年 4 月、「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。近年の「人とのつながり」の希薄化に加え、コロナ禍の社会環境の変化により顕在化・深刻化した孤独・孤立の問題は、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれるなか、今後、さらに深刻化することが懸念され、「孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」の実現を目指すことが示されました。

#### （７） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和 6（2024）年 4 月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。性暴力被害、貧困、DV 被害など、複合的な課題を抱える女性に対し、より包括的で切れ目のない支援を提供するためのもので、地域における支援機関や民間団体との連携を強化することが期待されています。

#### （８） 生活困窮者自立支援法の改正

令和 6（2024）年 4 月、生活困窮者自立支援法が改正されました。これは生活困窮者等の自立のさらなる促進を図るためのもので、単身高齢者世帯の増加等を踏まえた居住支援の強化、生活保護世帯の子どもへの支援の充実、支援関係機関の連携強化の措置を講ずることで、よりきめ細やかな支援が提供されることを目指しています。

#### ■前計画期間（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度における主な法改正等

| 年          | 主な法改正等                                                                                 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 3(2021) | 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行                                                       |
| 令和 4(2022) | 第 2 期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定                                                               |
| 令和 5(2023) | 第 2 次再犯防止推進計画 閣議決定<br>こども基本法 施行                                                        |
| 令和 6(2024) | 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 施行<br>孤独・孤立対策推進法 施行<br>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 施行<br>生活困窮者自立支援法 改正 |

## 2 茅ヶ崎市の現状

### 1 茅ヶ崎市の特徴

#### 自然豊かなまち

海、丘陵、川等、変化に富んだ地形があり、えぼし岩は地域のシンボルとして長く市民から愛されているなど、その豊かな自然と人々の営みが調和して存在しています。魅力的な自然環境が人を呼び、人が集まることによって、地域の歴史や文化が形成され、茅ヶ崎独自の魅力が創られています。

#### コンパクトなまち

市域は、東西 6.9km、7.6 km、面積は 35.76 km<sup>2</sup>で隣接する市町に比べて人口密度が高く、駅周辺に都市機能が集約したコンパクトなまちになっています。また、市街地の地形は平坦であり、徒歩や自転車で気軽にいろいろな場所へ訪れることができる「人とまちの距離がちょうどよい。」ことが「茅ヶ崎らしさ（価値や魅力）」の一つとされています。

#### 魅力的な住宅都市

昼夜間人口比率は近隣市町と比較すると低い水準（81.3%：令和 2（2020）年国勢調査）となっており、住宅都市としての性格を持つとともに、地域内産業とのバランスも取れた、多世代にとって暮らしやすく、多様なライフスタイルやライフステージに合わせた「自分らしい暮らし」を実現するまちづくりが進められています。

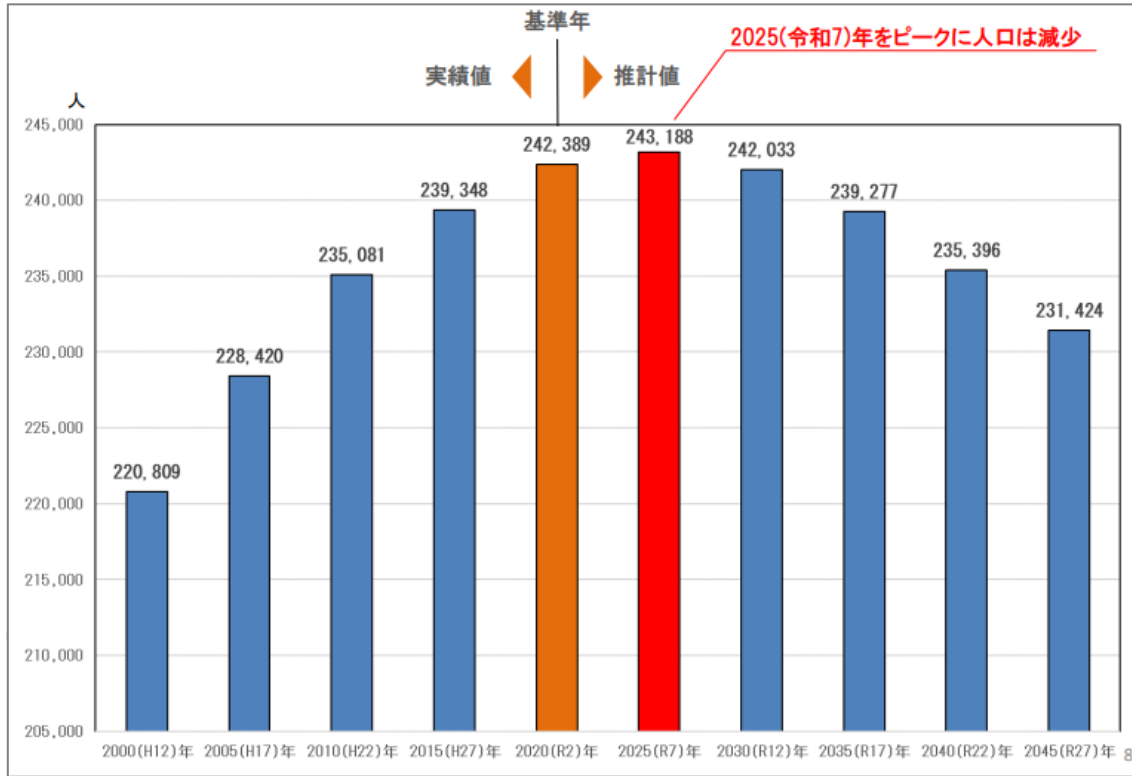




## 2 人口・世帯数

### (1) 将来人口の推移

茅ヶ崎市の人口は令和7（2025）年の約24.3万人をピークに減少に転じると推計されています。人口減少は地域活力の低下や、税収減、社会保障負担の増加など、福祉分野の取組み全般に大きく影響します。

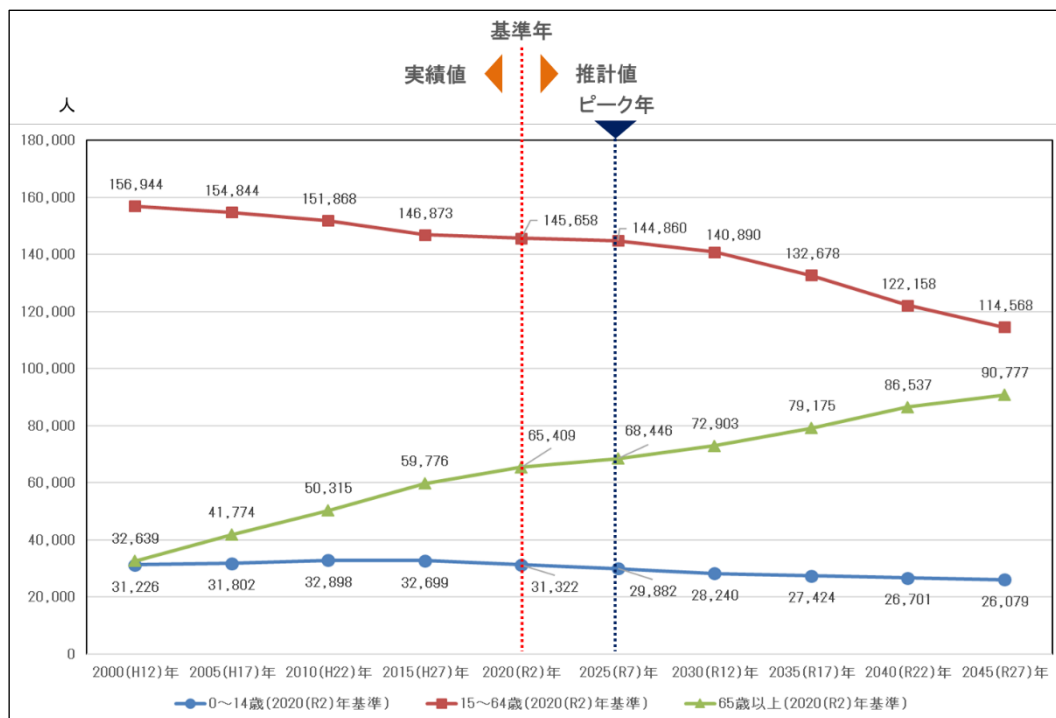


出典：茅ヶ崎市の将来推計人口（2022（令和4）年1月推計）

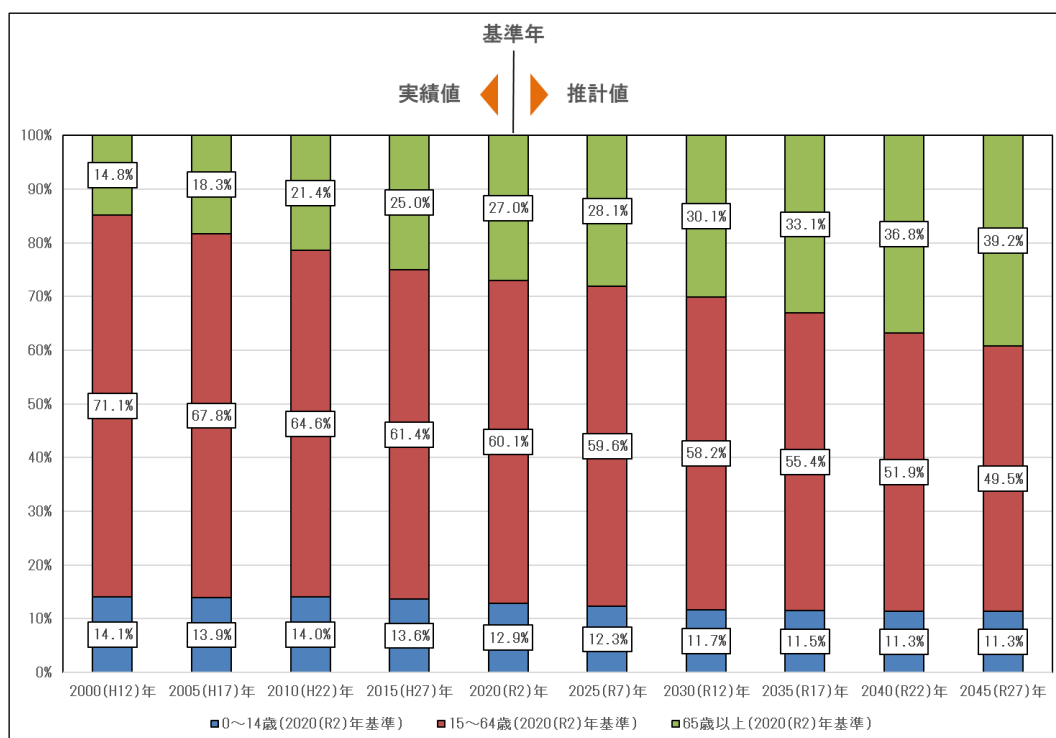
## (2) 年齢3区分人口構成、人口構成比の推移

65歳以上の老年人口は、令和2（2020）年から令和27（2045）年にかけて約6.5万人から約9.1万人へ増加。令和27（2045）年には市民の約2.5人に1人が高齢者になる見込みです。高齢者福祉、介護、医療サービスの強化が喫緊の課題となります。

### ■ 年齢3区分人口構成



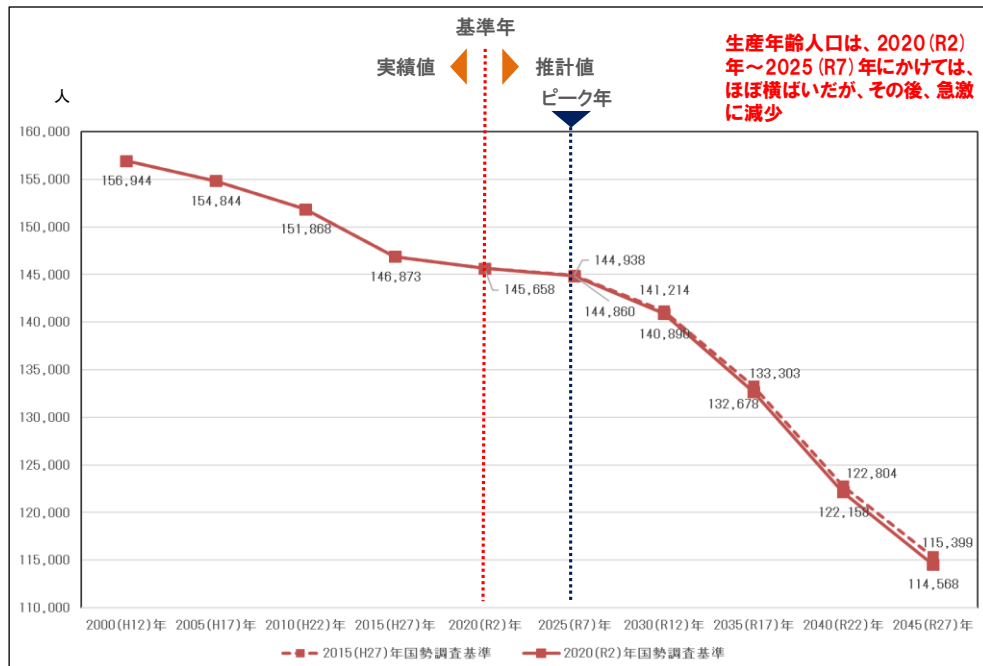
### ■ 人口構成比（年齢3区分）



出典：茅ヶ崎市の将来推計人口（2022（令和4）年1月推計）

### (3) 生産年齢人口（15～64 歳）の見通し

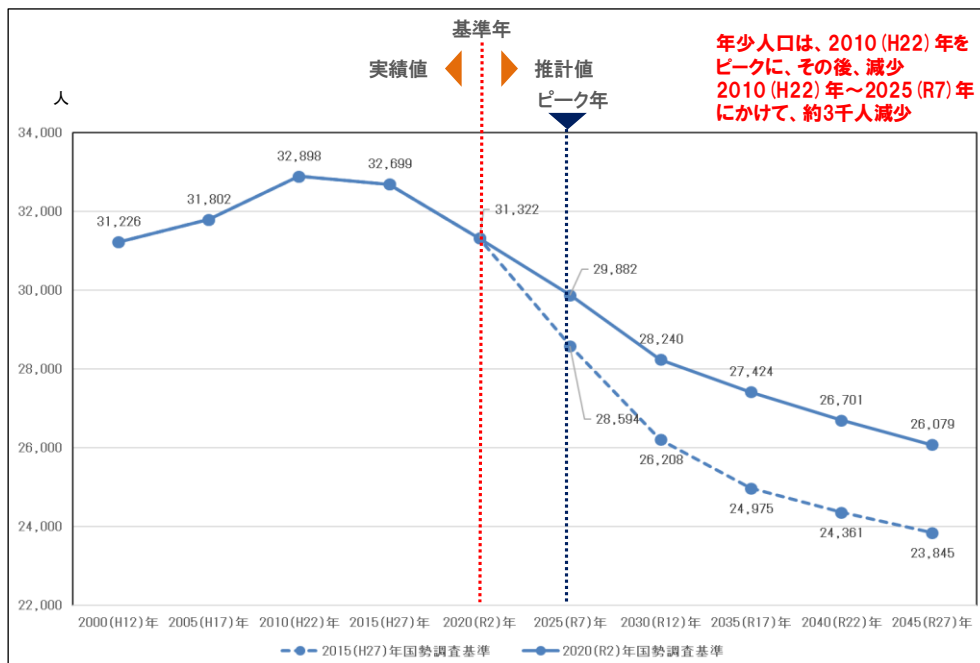
15～64 歳の生産年齢人口は、令和 2（2020）年～令和 7（2025）年にかけては横ばいですが、その後急激に減少します。地域を支える担い手の減少は、福祉サービスの担い手不足や地域経済の縮小につながる恐れがあります。



出典：茅ヶ崎市の将来推計人口（2022（令和4）年1月推計）

### (4) 年少人口（0～14 歳）の見通し

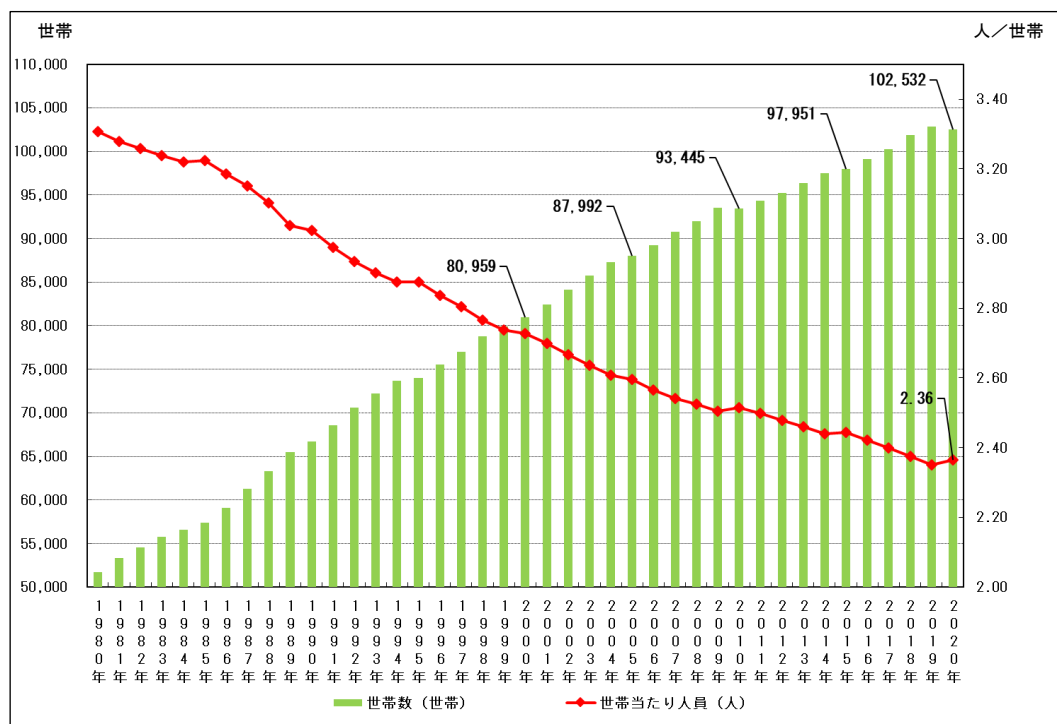
0～14 歳の年少人口は、平成 22（2010）年をピークに減少し続けており、令和 7（2025）年には約 3 万人になる見込みです。将来の人口再生産力の低下を意味し、子どもを産み育てやすい環境整備が重要です。



出典：茅ヶ崎市の将来推計人口（2022（令和4）年1月推計）

## (5) 世帯数と世帯あたりの人員の推移

一般に人口減少期においても世帯数は一時的に増加し、「一人世帯」や「高齢単身世帯」の割合が増加する傾向があります。地域における孤立リスク、見守り支援、住まい・移動支援など、福祉のあり方が問われる局面です。

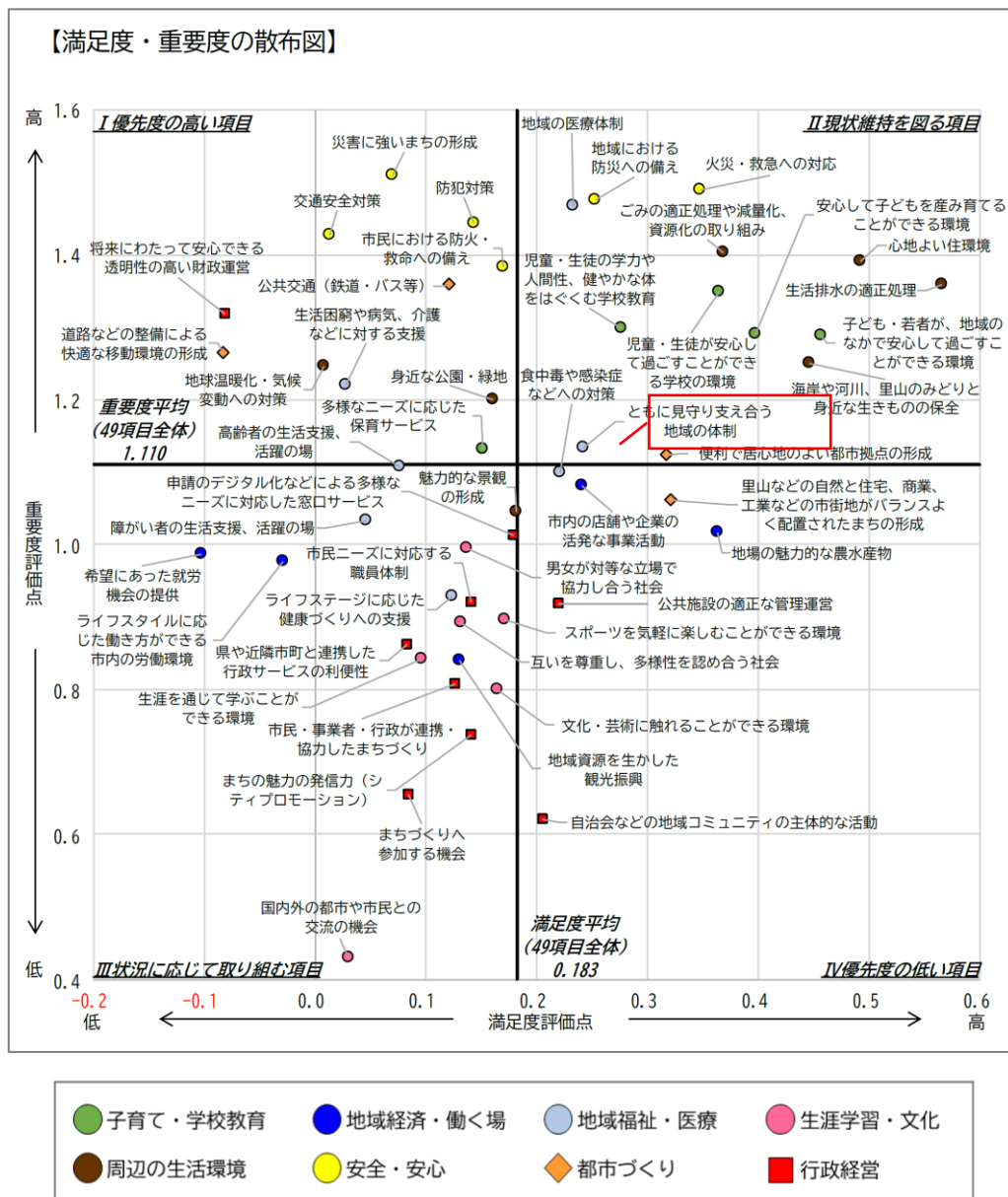


出典：茅ヶ崎市の将来推計人口（2022（令和4）年1月推計）

### 3 地域福祉に関する市民の意識

#### 3.1 茅ヶ崎市市民意識調査（令和6（2024）年10月）

本調査は、市民の方々の市政に対する満足度や重点を置くべき政策分野、市政やまちづくりに対する意見などを把握し、「茅ヶ崎市総合計画」の進行管理の基礎資料とすることを目的に実施しています。住民基本台帳から無作為に抽出した16歳以上の市民3,000人を対象として、本市のまちづくりの「実感」について、子育てや地域経済など全49項目に関する「満足度」と「重要度」を調査した結果、「地域福祉」に関する項目「ともに見守り支え合う地域の体制」については、「満足度」「重要度」ともに、全49項目の平均値を上回っています。地域福祉については、将来的にも重要度が高い項目であり、引き続き取り組みを進めていきます。



出典：令和6年度茅ヶ崎市市民意識調査結果報告書（令和6年10月）

### 3.2 地域福祉推進のためのアンケート調査（令和 7（2025）年 3 月）

本計画の策定にあたり、市民の福祉に関する意識や活動実態等を伺い、地域福祉に関する基礎的な資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。調査概要とアンケート結果から見えた課題を以下にまとめます。調査結果は市ホームページで御覧いただけます。

二次元  
コード

#### （１） アンケート調査の概要

| 項目               | 内容                                                                                                                         |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象             | 茅ヶ崎市在住の満 18 歳以上の市民 2,000 人                                                                                                 |
| 抽出方法             | 「住民基本台帳」からの無作為抽出                                                                                                           |
| 調査方法             | 郵送配布・郵送回収                                                                                                                  |
| 調査期間             | 令和 6(2024)年 10 月 15 日（火）～11 月 22 日（金）                                                                                      |
| 配布数              | 2,000                                                                                                                      |
| 有効回収数<br>(有効回収率) | 912<br>(45.6%)                                                                                                             |
| 調査項目             | 1 基本属性<br>2 地域での交流について<br>3 地域福祉活動について<br>4 福祉に関する情報について<br>5 バリアフリー化について<br>6 成年後見制度について<br>7 再犯防止について<br>8 地域福祉施策についての意見 |

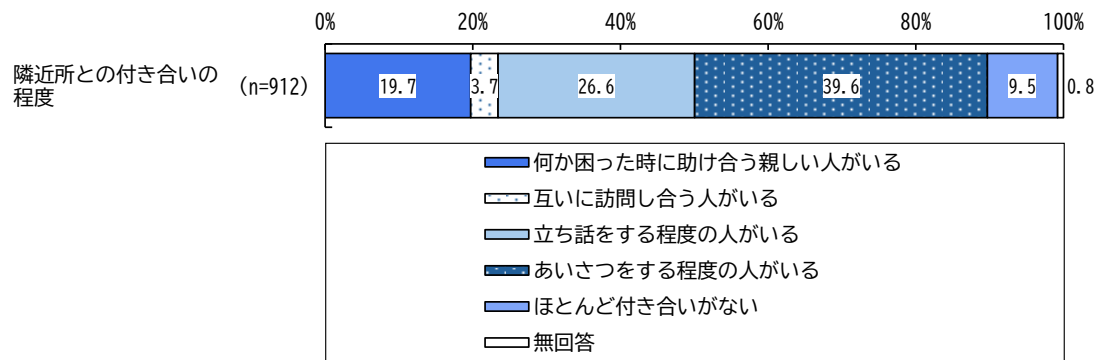
## (2) アンケートから見た課題

### ① 地域のつながりの希薄化と居場所の不足

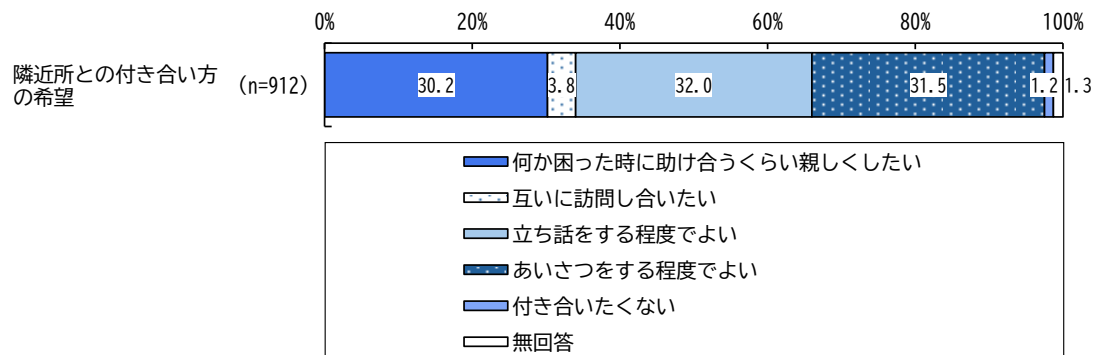
普段の「隣近所の付き合いの程度」は「あいさつをする程度の人がいる」が最多で 39.6%、「何か困った時に助け合える親しい人がある」は 19.7%でした。今後の「隣近所の付き合い方の希望」としては、「何か困った時に助け合うくらい親しくしたい」が 30.2%で、現在の付き合いの程度よりも「つながり」を持ちたいと考える人があることがうかがえます。

「地域内で気軽に顔を出せる場所がない」との回答は 65.4%で、地域のつながりを形成する「居場所」が不足している状況が見られました。日常的な地域との接点の不足は、孤立化の要因ともなることから、つながりを継続できる居場所が求められます。

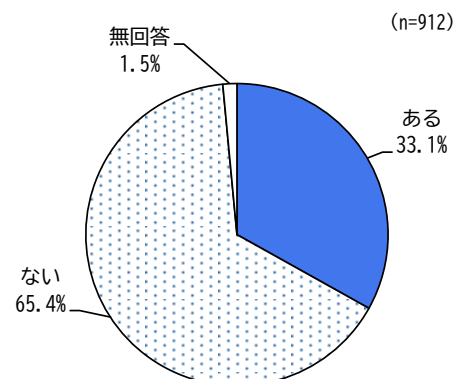
■設問 あなたは普段、隣近所の人とどの程度お付き合いをしていますか。〔〇は1つ〕



■設問 あなたは今後、隣近所の人とどのようにお付き合いをしたいと思いますか。〔〇は1つ〕



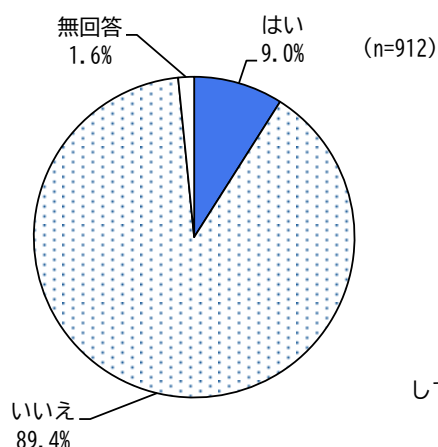
■設問 あなたは、地域の人とお茶を飲んだり、話をしたりする場やサークル活動など、地区内で気軽に顔を出せる場所がありますか。〔〇は1つ〕



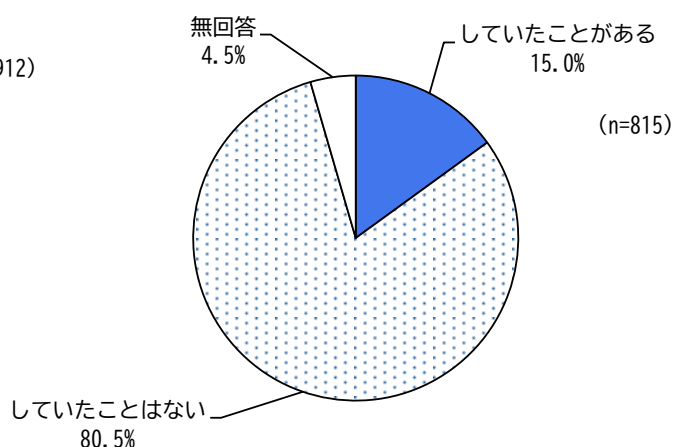
## ② 地域福祉にかかわる活動の担い手の不足

「地域のボランティア活動に参加している」人は全体の 9.0%、過去に参加したことがあるは 15.0%で、継続的に担い手として関わっている人は少数でした。

■設問 あなたは現在、地域のボランティア活動（地域のちょっとした助け合い活動も含む）に参加していますか。[○は1つ]

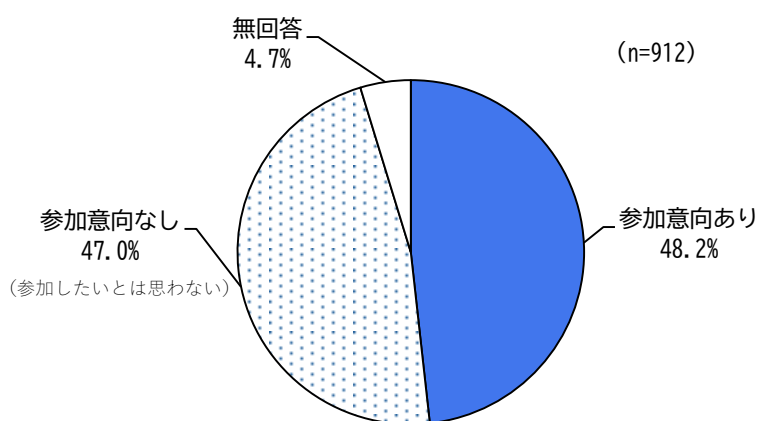


■設問 （左記の設問に「いいえ」と回答した方にお聞きします）あなたは、過去に地域のボランティア活動（地域のちょっとした助け合い活動も含む）をしていたことはありますか。[○は1つ]



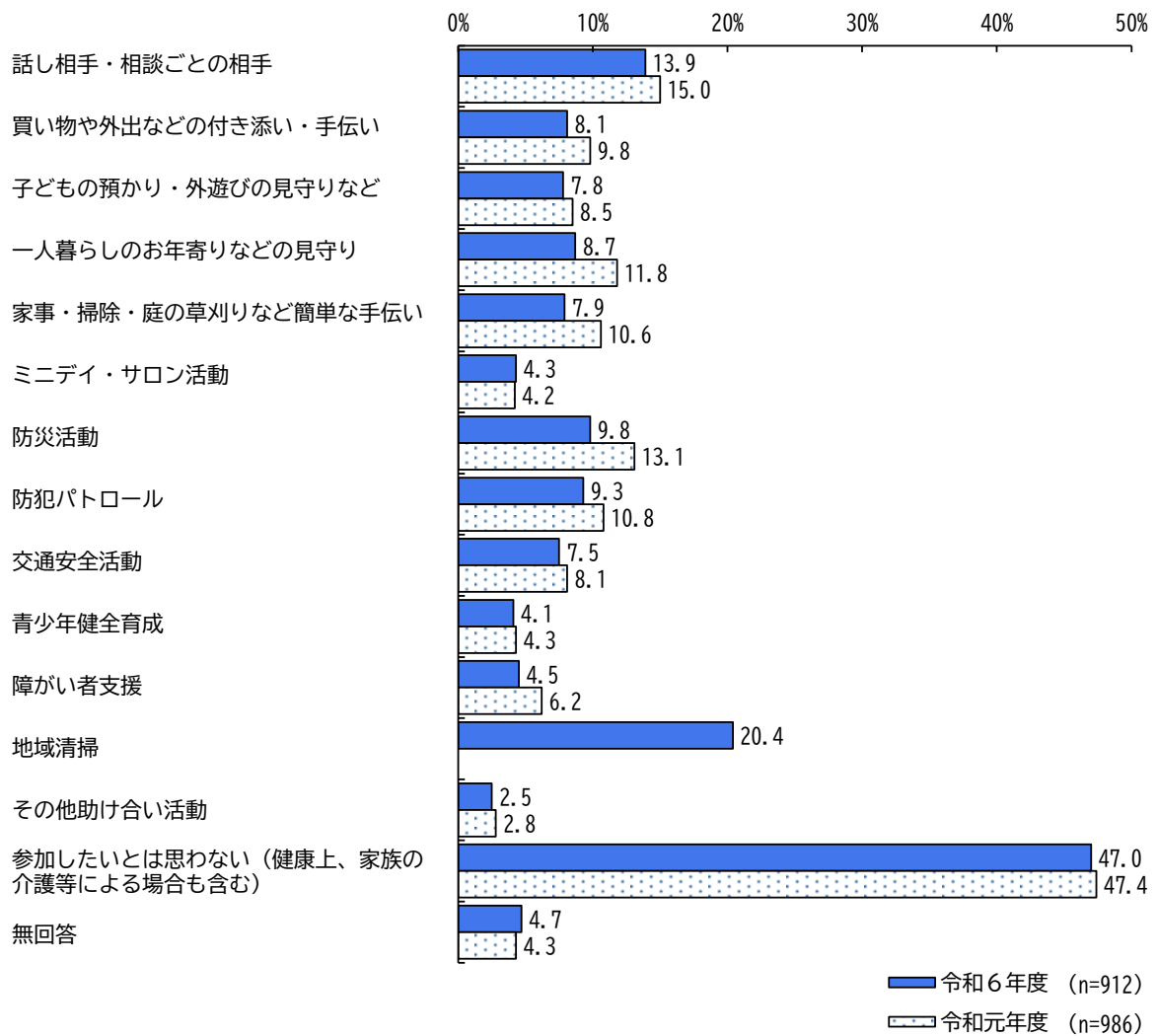
「地域清掃」や「話し相手・相談事の相手」など、地域のボランティア活動への今後の参加意向を聞いたところ、参加意向ありの人は 48.2%で、半数近くの人が興味を持っていることがわかります。

■設問 あなたは今後、どのような地域のボランティア活動（地域のちょっとした助け合い活動も含む）に参加してみたいと思いますか。[○はいくつでも]  
※現在参加している方も、今後の継続や新規の活動についての希望をお答えください。



※参加意向ありとは、回答者全員から「参加したいとは思わない（参加意向なし）」と無回答を除いた割合



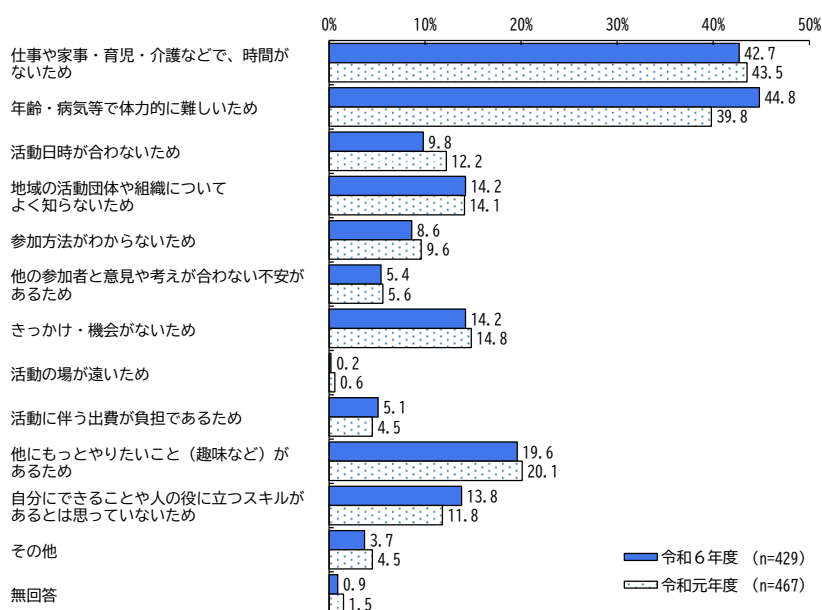


※※選択肢「地域清掃」は令和6年度のみ

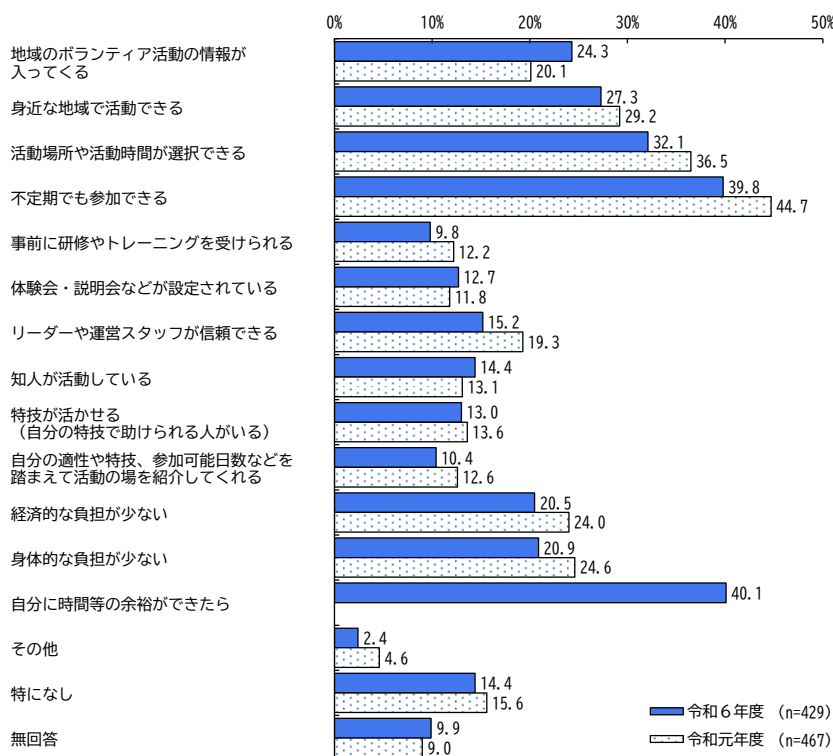
「参加したいと思わない(47.0%)」方に理由を聞いたところ、「体力的に難しい(44.8%)」「時間がない(42.7%)」「きっかけ・機会がない(14.2%)」など様々な回答があり、参加のハードルが高いと感じる市民が多いことがうかがえます。一方、今後の活動に参加する条件としては、「不定期でも参加できる(39.8%)」、「活動場所や活動時間を選択できる(32.1%)」、「身近な地域で活動できる(27.3%)」等が挙げられており、参加しやすい仕組みづくりが求められます。

■設問 (前設問で「参加したいと思わない」と回答した方にお聞きします) あなたが地域のボランティア活動に参加したいと思わない理由をお答えください。

〔〇はいくつでも〕



■設問 あなたはどのような条件が合えば、地域のボランティア活動に参加するきっかけになると思いますか。〔〇はいくつでも〕

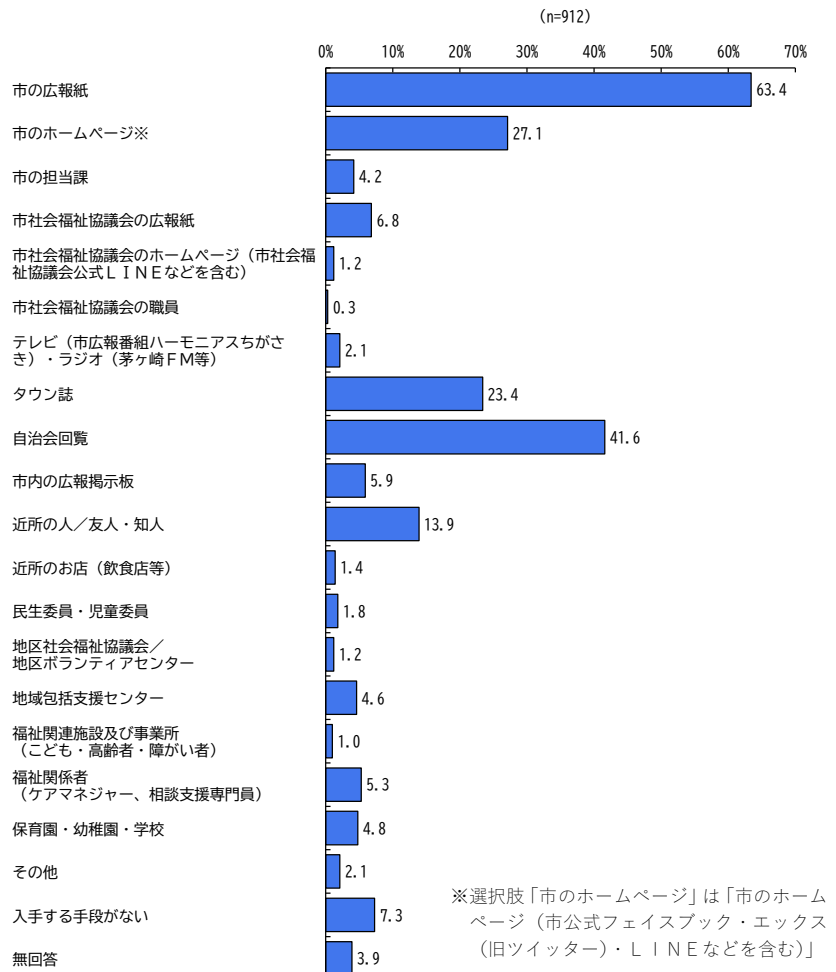


※選択肢「自分に時間等の余裕ができれば」は令和6年度のみ

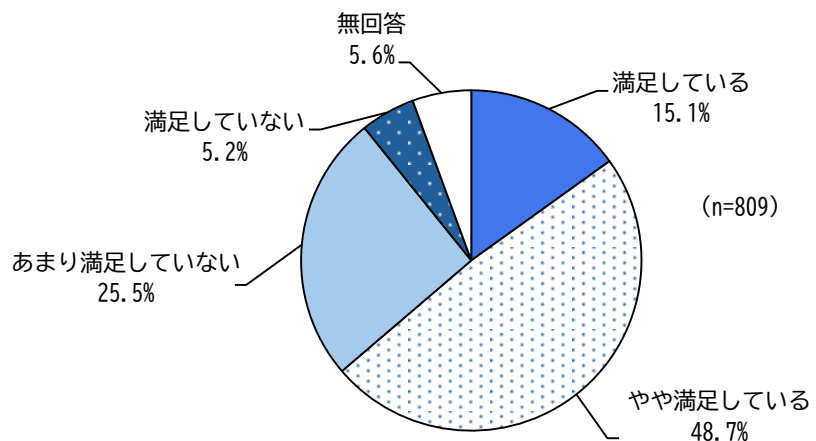
## ③ 福祉情報の伝達力・理解度の不足

福祉情報の入手先として最も多かったのは「市の広報紙（63.4%）」ですが、情報に対して「満足していない（5.2%）」「あまり満足していない（25.5%）」と答えた人が30.7%となっています。不満の理由には「わかりにくい（54.4%）」「見つけにくい（49.2%）」が多く、必要な情報に市民がアクセスできていないことが課題です。茅ヶ崎市の福祉全般の取組についての情報提供、居場所づくりやサークル活動等の周知、ボランティア活動の情報提供等、福祉に係る情報提供の強化が必要です。情報提供にあたっては、SNS等、多様なメディアの活用が重要です。

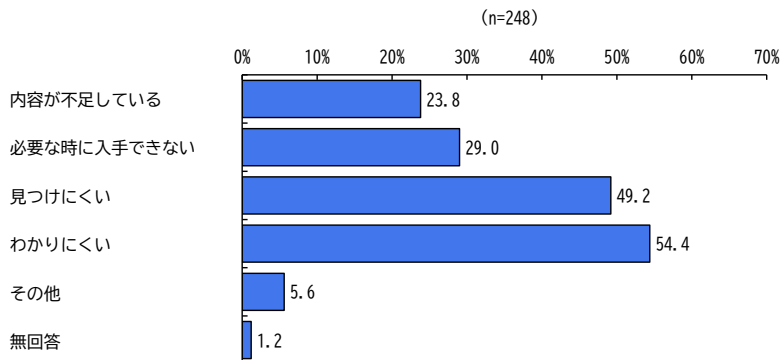
■設問 市内の福祉情報（例えば、ボランティア・介護・子育て・障がい・生活支援・国民健康保険など）を主にどこから入手していますか。【〇はいくつでも】



■設問 （前設問で「入手する手段がない」「無回答」以外の回答をした方にお聞きします）日頃入手している市内の福祉情報について、どのように感じていますか。【〇は1つ】



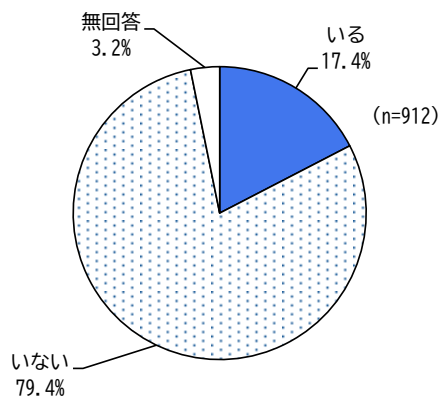
■設問 （前設問で「あまり満足していない」、「満足していない」と回答した方にお聞きします）市内の福祉情報の入手について、満足していない理由は何ですか。〔〇はいくつでも〕



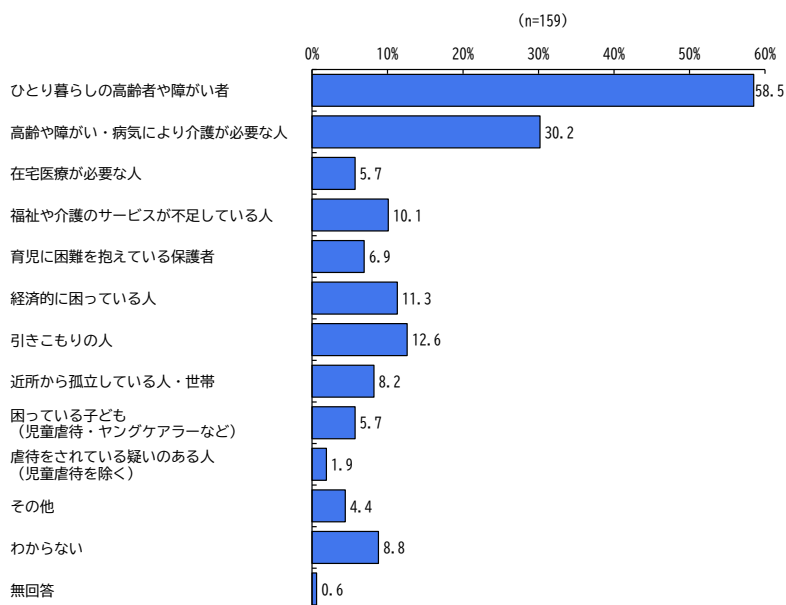
#### ④ 地域支援体制の認知不足

「隣近所で、行政や地域の支援が必要だと感じる人がいる」と答えた人は17.4%で、具体的には、「ひとり暮らしの高齢者や障がい者（58.5%）」、「介護が必要な人（30.2%）」、「引きこもりの人（12.6%）」などが挙げられています。これは、地域住民が身近な「要支援者」の存在を認識していることを示しています。

■設問 あなたの隣近所に、困りごとを抱えていて、行政や地域の支援が必要だと感じる人はいますか。〔〇は1つ〕

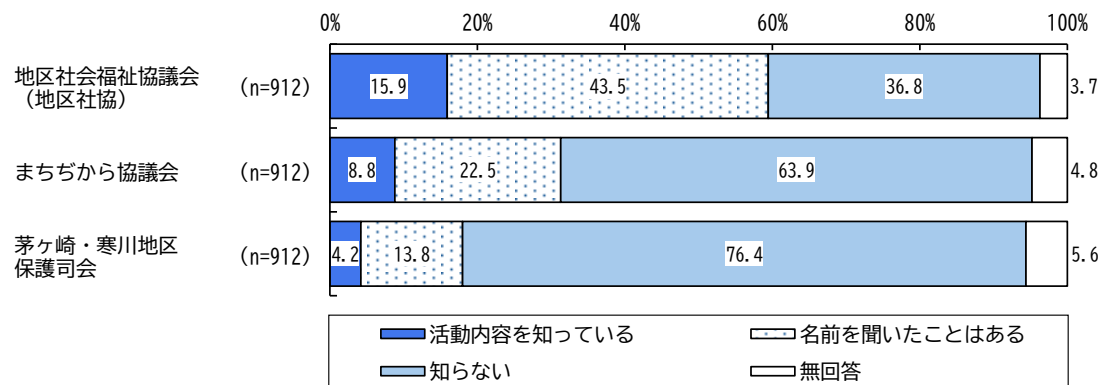
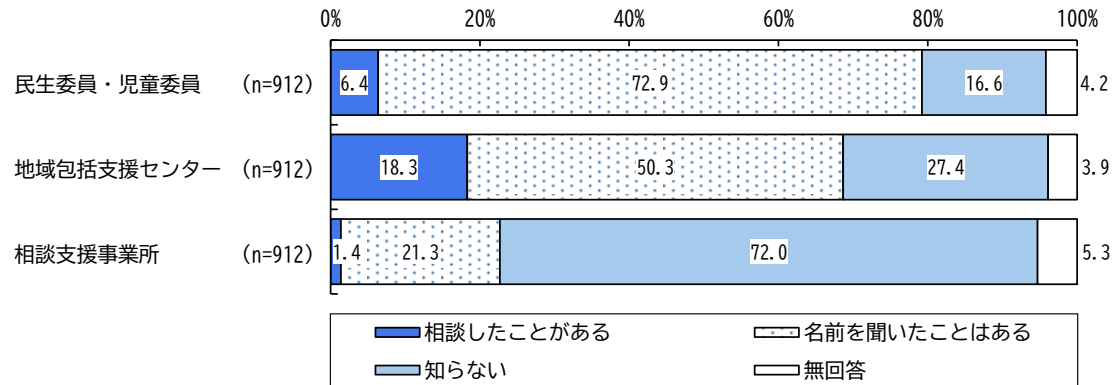


■設問 （前設問で「いる」と回答した方にお聞きします）それはどのような人ですか。〔〇はいくつでも〕



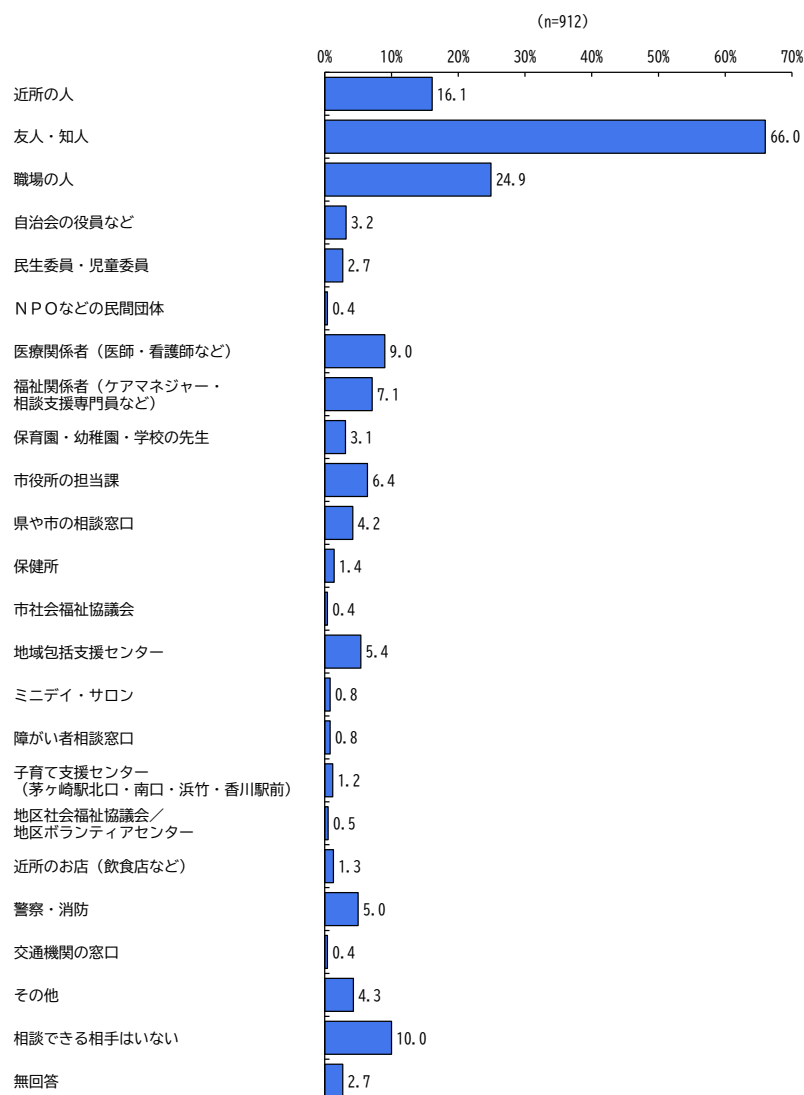
一方、地域福祉活動に関わる団体・組織等について、「相談したことがある／活動内容を知っている」「名前を聞いたことはある」と答えた人は、「民生委員・児童委員（79.3%）」、「地域包括支援センター（68.6%）」、「地区社会福祉協議会（59.4%）」では過半数を超えていますが、「まちぢから協議会（31.3%）」、「相談支援事業所（22.7%）」、「茅ヶ崎・寒川地区保護司会（18.0%）」の認知度は比較的低い数値となっています。

■設問 地域福祉活動にかかわる以下の団体・組織等について、ご自身にあてはまるものをお答えください。  
[〇はそれぞれ1つ]



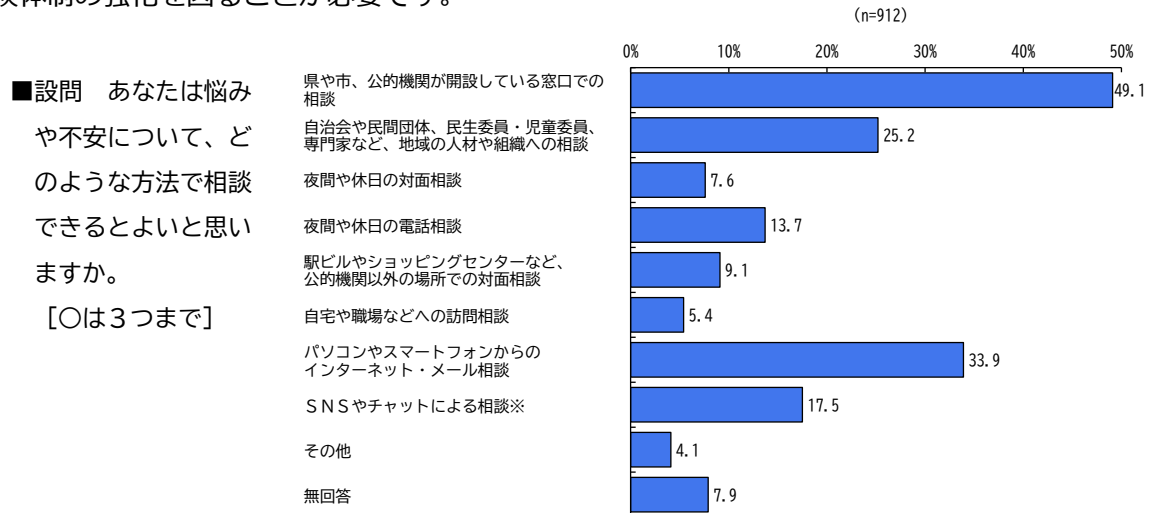
困ったときなどの家族以外の相談相手として挙げられたのは、「近所の人（16.1%）」、「民生委員・児童委員（2.7%）」、「地区社会福祉協議会・地区ボランティアセンター（0.5%）」、「地域包括支援センター（5.4%）」となっており、地域の支援体制を担う主体が、市民に十分認知されていない状況が見られます。

■設問 あなたは困ったことがあったり、不安を感じたときに、家族以外に相談できる相手はいますか。〔〇はいくつでも〕



## ⑤ 相談体制の強化

「希望する相談方法」としては、「公的機関窓口での相談（49.1%）」、「インターネット・メール相談（33.9%）」、「地域の人材・組織への相談（25.2%）」等が多く選択されています。適切な機関へつなげることもできるため、さまざまな相談体制の充実を図ることが重要です。また、地区社会福祉協議会や民生委員等の団体・組織等、関係団体と連携し、相談体制の強化を図ることが必要です。



### 3.3 計画策定にかかる意見交換会（地域福祉を考えるワークショップ）

本計画の策定にあたり、地域の方が感じている課題や、望むこと、地域福祉のためにできていることなどを確認し、計画内容に反映することを目的として、各地区で意見交換会を開催しました。

#### （１）意見交換会の概要

##### ①実施日・参加者数

| 地区名  | 実施日           | 参加者数 |
|------|---------------|------|
| 湘北   | 令和6年11月4日（月）  | 20人  |
| 鶴嶺東  | 令和6年12月7日（土）  | 41人  |
| 小出   | 令和6年12月14日（土） | 27人  |
| 湘南   | 令和7年1月18日（土）  | 46人  |
| 鶴嶺西  | 令和7年1月28日（火）  | 28人  |
| 松林   | 令和7年1月25日（土）  | 21人  |
| 茅ヶ崎南 | 令和7年1月29日（水）  | 18人  |
| 小和田  | 令和7年2月1日（土）   | 33人  |
| 浜須賀  | 令和7年2月15日（土）  | 40人  |
| 松浪   | 令和7年2月22日（土）  | 53人  |
| 海岸   | 令和7年2月23日（日）  | 20人  |
| 南湖   | 令和7年2月28日（金）  | 30人  |
| 茅ヶ崎  | 令和7年3月8日（土）   | 26人  |
| 合計   | 13回           | 403人 |

##### ②意見交換・集約の方法

「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」の概要を説明したのち、次の2つのテーマについて、付せんを使って意見やアイデアなどを出し合いながら、グループ単位で意見交換を行いました。各グループワークで出された意見は、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」の基本目標ごとに整理し、集約しました。

「この地区で取り組まれている活動」を共有する  
「これからの地域での支え合いに必要なこと」について意見を出し合う

#### グループワーク①

##### 地域で取り組んでいることをシェアする



##### 【ポイント】

- ・地域で取り組んでいることで知っている取り組みはありますか？
- ・参加している取り組みはありますか？
- ・身近に感じる「地域の支えあい」「地域のつながり」はありますか？

#### グループワーク②

##### これからの地域の支え合いのあり方と そのために必要なことを考える



##### 【ポイント】

- ・グループワーク①「地域で取り組んでいること」を意識して
  - ・将来に残していきたい取り組みはありますか？
  - ・取り組んでいく中で、大切にしたい視点はありますか。
  - ・さらに充実させたいことはありますか。
- そのためには、どんなことができるでしょうか。



## (2) グループワークで出た主なキーワード

### 基本目標 1 つながる

#### 大切なのはきっかけ・場所



近く(歩いて行ける) 楽しめる だれでも  
気軽さ 選べる 柔軟さ  
いつ行っても誰かがいる場所を作りたい

#### 日頃の関係づくり、まずあいさつ



あいさつ運動、声かけで顔を繋いでいく  
近隣相互のコミュニケーション  
犬の散歩(=日常)から交流が生まれる

#### 自分とは異なる人を理解・受け入れること ギャップを埋める・交流などが大事



新しい人、外国の人を受け入れる体制・気持ち  
仲間になっていない人をどう取り込むか  
サロン・多世代交流を増やしたい  
子育て不安の方によりそう  
子どもの時から他年代で関われる場づくり

#### アクセスなどが課題



歩くの大変 行けない 出かける足の問題

#### つながる方法も変化している



メール、LINE、Web 会議  
アナログの手段も残したい  
新しいコミュニケーションツールの説明会

#### 気になる人に、どう声をかけていくか？



新しく来た人、男性、若い人、障がい、認知症など、  
来てほしい人がきてくれない  
きっかけになるメリットを  
他世代・他団体同士の交流を図る

#### 魅力的な活動、負担の軽減も大事



やって楽しい、楽しそうと思わせる活動  
もっと知ってほしい 魅力のアピール  
役員、世話役の負担を減らす

#### 地域行事・伝統行事を活かしたら



出(たが)らない人をひっぱり出す⇒お祭り！  
もちつき 子どもや地域のつながりのため  
歴史を伝えることの大切さ 継続が大事



### ワークショップからみられる市民ニーズ

誰でも気軽に参加できる「居場所」の必要性  
異なる立場や世代との交流・相互理解の促進  
挨拶や日常的な声掛けによる関係構築  
新しい人・若者・障がい者等が参加しやすい仕組み  
地域行事(祭り・もちつきなど)を通じた交流機会の充実  
アクセス手段やデジタル技術への対応

## 基本目標2 活動する

自分を活かせる、少しの活動でもOK…を伝える



趣味、できること、昔の経験が活かせる  
スポット参加OK 全部じゃなくて一部  
個人で参加できる ゆるさが大事！  
気軽に ・自由に、自主的に

活動の意義、やりがいを伝える



何のために活動するのか  
使命感 →活動が楽しい  
→役に立つことがうれしい  
→だから長続きできる  
この想いをつないでいく

今やっていることを みんなに見てもらう



いろいろな情報を入れる  
SNS 発信（誰がやる？）  
広報ターゲットをしぼる  
活動のベース  
自治会での情報共有が大事  
誰もが情報を得られるシステムを作って

やりたくてもやれない…担い手不足



まずは見に来てほしい  
→まずつながる一歩を何から出来るか  
継続のためにスリム化  
分担 皆で助けあう  
←やれることをやれる人がやる  
団体同士のつながり

子ども(小中高生)の活躍の機会も



福祉まつりに中学生が司会、吹奏楽、似顔絵で参加  
避難所運営をこども達にやってもらう  
防災リーダー 中学生くらいからできるのでは？  
お菓子などの配布 きっかけづくり

間口を拡げるアイデア



高齢者と子どもがバーチャルで繋がる  
“会”とか“場”にかわるツールで運営する  
福祉の出前サービス 歌声喫茶 自治会に出張  
魅力的なイベントを実施（大人の）  
伝統が絡むとなくなる？

現役世代とつながるには



土日休日の活動  
地引網、もちつき、家族参加できるイベント  
子育て世代の参加を増やす  
おみこしにはなぜ若者が来るのか  
→担ぎたい →飲み屋で誘われた



### ワークショップからみられる市民ニーズ

活動の魅力や意義、やりがいの伝達不足の解消  
SNS や Web での情報発信の強化  
担い手不足と負担感の軽減  
子ども・若者・現役世代の巻き込み  
多様な参加方法（スポット参加、趣味・特技を活かす等）  
イベント・活動の柔軟性と自由度の確保

### 基本目標3 支え合う

共に支え合う 地域で取り組めることを  
話し合う（検討する）ことが大事



活動内容の共有の場

閉じこもっている人に出て来てほしい どうしたら良いか？ →話し合える場が大事  
普段のつながりで変化に気づける（ボランティアの利用者が逆に自分を見守っていてもくれる）  
高齢者の家の付近が片付いているか気にかけていく

“支え手・受け手”を超えて 共に支え合う



支えるから支えられるにも →これまでサロン等運営側だったが参加者に  
普段の隣近所のつながりが災害時にも役に立つ 女子会 一緒にお昼を食べてお話  
ピンチに助け合える体制

地域を知ってもらい、他の協働を



企業理解の促進（地域活動に対する）  
地元企業との強力なコラボレーション

団体の枠を超える



各組織、団体の活動の共有化  
→ お互いの理解を活用する  
グループ LINE で情報共有

現役世代との協働が必要



若者サロン 居酒屋 スナック eスポーツ bar



#### ワークショップからみられる市民ニーズ

高齢者や閉じこもりがちな人への見守り体制の強化  
支援の「担い手・受け手」の区別を超えた共助関係  
団体・組織間の横の連携と情報共有の強化  
若者や企業との連携、地域活動への参加促進  
地域資源の見える化と有効利用



### 3 前計画の振り返り

前計画では、「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」の基本理念のもと、「つながる」、「活動する」、「支え合う」の3つを基本目標ごとに、3～4項目の「取組みの方向性」を設定し、目標達成に向けた取組みを推進してきました。茅ヶ崎市地域福祉推進委員会及び茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会では、計画の進捗状況を確認するため、基本目標ごとに設定した指標や取組み状況の確認を行い、主な課題や引継ぎ事項を整理しました。

#### 1 指標の実績値と取組みの実施状況

指標については、計画策定時（令和2（2020）年度）がコロナ禍にあたり、計画の進捗が予見しづかったことなどから、計画策定当初は設定せず、令和5（2023）年度に、「茅ヶ崎市実施計画2025（計画期間：令和5（2023）年度から令和7（2025）年度）」と整合を図り設定しています。

##### 基本目標1 つながる

地域に、様々な人と出会い、互いに尊重し合う関係が生まれる場をつくります。

#### （1）指標の実績値

■指標 ミニデイ・サロンの新規設置数（市社協が活動資金を助成したサロン）

| 年度 | R元(基準値) | R3  | R4  | R5  | R6  |
|----|---------|-----|-----|-----|-----|
| 目標 | -       | -   | -   | 3か所 | 3か所 |
| 実績 | 3か所     | 3か所 | 4か所 | 4か所 | 4か所 |

ミニデイ・サロンは毎年度で新規設置があり、令和5（2023）年度では目標値を達成することができました。ミニデイ・サロンの推移でみると、微増となっています。

■（参考）ミニデイ・サロン全体の推移

| 年度 | R元(基準値) | R3    | R4    | R5    | R6    |
|----|---------|-------|-------|-------|-------|
| 実績 | 122か所   | 136か所 | 136か所 | 138か所 | 140か所 |

#### （2）これまでの取組み

##### 取組みの方向性① 多様性の理解・啓発

福祉教育・出前講座の実施、車いす疑似体験、当事者との対話、多様性を啓発する企業の社員研修、福祉事業所の作品・製品カタログ「Jobcra Chigasaki」の発行等を通して、多様性の理解を促進しました。また、学校と連携してイベントを開催するなど、福祉教育に取り組みました。

##### 取組みの方向性② 居場所づくり

誰でも参加しやすいカフェ形式のサロン、子ども等を対象とした地域食堂、夏休みの子どもの居場所など、多種多様な居場所づくりが進みました。

### 取組みの方向性③ 互いがつながる・受け止め合う関係づくり

地区支援ネットワーク会議等での事例の共有等を通じ、認知症や障がい等への理解が深まりました。病気や障がい、生活上の困難など課題を抱える人たちがボランティア活動の担い手になるなど、「支える側」「支えられる側」という垣根を超えた関係が生まれました。

#### 基本目標2 活動する

それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。

#### (1) 指標の実績値

##### ■指標① ボランティア新規登録者数

(市社会福祉協議会、茅ヶ崎ボランティア連絡会の加盟団体、地区ボランティアセンター)

| 年度 | R元(基準値) | R3  | R4   | R5   | R6   |
|----|---------|-----|------|------|------|
| 目標 | -       | -   | -    | 109人 | 125人 |
| 実績 | 126人    | 86人 | 178人 | 143人 | 186人 |

##### ■(参考) ボランティア登録者数(全体)

(市社会福祉協議会、茅ヶ崎ボランティア連絡会の加盟団体、地区ボランティアセンター)

| 年度 | R元(基準値) | R3     | R4     | R5     | R6     |
|----|---------|--------|--------|--------|--------|
| 実績 | 1,512人  | 1,253人 | 1,242人 | 1,189人 | 1,169人 |

##### ■指標② ボランティア活動件数

(市社会福祉協議会、地区ボランティアセンター)

| 年度 | R元(基準値) | R3     | R4     | R5     | R6     |
|----|---------|--------|--------|--------|--------|
| 目標 | -       | -      | -      | 4,924件 | 5,334件 |
| 実績 | 5,835件  | 4,206件 | 4,700件 | 4,492件 | 4,268件 |

ボランティア新規登録者数は目標値を上回っているものの、全体の登録者数は減少しています。

ボランティアの活動件数の実績は各年度おおむね4,000件から5,000件程度で推移しており、目標値に届かず、担い手の確保が必要です。

#### (2) これまでの取組み

##### 取組みの方向性① 地域の活動にかかる情報発信

地域の活動内容等を様々な人たちに届けるため、SNSなどのデジタル媒体を活用して情報発信を行いました。市職員と市社協の職員が、YouTubeやInstagramで地域福祉の魅力や情報を発信する「ボラダス。」や、市社協公式LINEでのアンケートの実施など、媒体ごとの特性を生かした情報発信により市民の関心を高め、参加者の希望や特技に合った活動につなげる一助となりました。地区内の福祉情報をまとめたマップづくり等、住民主体の情報発信も見られました。地域のニーズを受け、市ではデジタルデザインツールの研修会を開催し、地域の発信力の強化を推進しました。

##### 取組みの方向性② できることを活かせる機会づくり

それぞれの人が持つ知識や経験を生かした活動が広がるよう、地区ボランティアセンター等において、ニーズの掘り起こしと調整を行い、若者によるスマホ教室や英語を母語とする人による英語教室など、地域のために特技を活かせる場を創出することができました。

地域と調整を図り、自治会や学校、農業従事者や企業・商店など、福祉分野以外の団体や機関が参画する機会を創出するほか、障がいや認知症のある人の地域活動への参加の推進等、誰もが活躍できる地域づくりを進めることができました。



### 取組みの方向性③ 担い手の育成・支援

ボランティアの担い手確保の取組みとして、「ボランティア大学」（市社協・茅ヶ崎ボランティア連絡会共催）を開講し、受講者を実際の活動につなげることができました。市社協では、すでに活動している人を対象とした「担い手育成研修」、各地区の取組みの情報共有を図る「地区ボランティアセンター連絡会」の開催等により、活動者の資質の向上や、活動しやすい環境の整備など、継続的な支援を行いました。商工会議所を通じた働きかけ等、多様な主体の連携を進めたことにより、従来の福祉関係団体の枠にとどまらない、商店・企業等の地域活動への参画が推進されました。各地区で検討・実施されている「楽しく活動が続けられる工夫」を積極的に情報発信し、他地区への波及を図りました。

#### 基本目標 3 支え合う

誰もが安心して暮らせる地域になるよう、  
みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくります。

#### (1) 指標の実績値

##### ■指標① 福祉総合相談者数（実人数）※令和4年度からの新規事業

| 年度 | R元(基準値) | R3 | R4   | R5   | R6   |
|----|---------|----|------|------|------|
| 目標 | -       | -  | -    | 550人 | 575人 |
| 実績 | -       | -  | 443人 | 582人 | 600人 |

福祉総合相談者数は増加しており、令和5(2023)年度以降、目標値を達成しています。

##### ■指標② 地区支援ネットワーク会議での共有事例件数（新規実件数）

| 年度 | R元(基準値) | R3   | R4   | R5   | R6   |
|----|---------|------|------|------|------|
| 目標 | -       | -    | -    | 195件 | 195件 |
| 実績 | 116件    | 162件 | 212件 | 135件 | 106件 |

成年後見支援センターの相談対象者数は令和5(2023)年度から実績値を伸ばしました。

##### ■指標③ 成年後見支援センターへの相談者数（実人数）

※令和4年度までは委託事業、5年度からは市直営として市役所内で運営を開始

| 年度 | R元(基準値) | R3   | R4   | R5   | R6   |
|----|---------|------|------|------|------|
| 目標 | -       | -    | -    | 130人 | 140人 |
| 実績 | 112人    | 104人 | 103人 | 321人 | 345人 |

成年後見制度や成年後見支援センターの認知度を上げ、判断能力が不十分な人の権利を守るため、引き続き、適切な支援や情報提供を行うことが重要です。

##### ■指標④ 市民後見人の新規受任件数

| 年度 | R元(基準値) | R3 | R4 | R5 | R6 |
|----|---------|----|----|----|----|
| 目標 | -       | -  | -  | 4件 | 4件 |
| 実績 | -       | 0件 | 2件 | 2件 | 3件 |

#### (2) これまでの取組み

##### 取組みの方向性① 地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり

平成22年度以降、地域住民と専門職が地域の課題を共に考え、協力し合って解決を目指す、地域のネットワークづくりを推進し、令和3(2021)年度には、市内全13地区において、福祉課題を抱えた住民を地域全体で支える体制が整いました。各地区で開催する地区支援ネットワーク会議では、地区社会福祉協議会、地区ボランティアセンター、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、市社協、市など、多様な主体が参画し、地域課題の共有と解決に向けた取組みを進めています。

#### 取組みの方向性② 連携強化

---

関係機関が協力することで十分な支援が提供できるよう、相談対応の勉強会や、子育て支援センター等の機関同士の情報交換会を継続的に開催するとともに、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による支援を行いました。地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、相談支援事業所、まちづから協議会、学校、商店・企業等の関係機関の連携体制のもと、夏休みの子どもの居場所づくりなど、多様な主体の参画により、地区の課題解決に向けた取組みが実施されました。

#### 取組みの方向性③ 相談支援体制の充実

---

相談支援体制の強化として、令和4(2022)年度に市役所に福祉総合相談担当を創立しました。既存の制度では対応が困難な問題や、複合化した課題を抱えた人や世帯からの相談を幅広く受け止め、本人の自己決定を尊重しながら抱える課題を解きほぐし、関係機関との調整も含めた一体的な支援を行っています。

#### 取組みの方向性④ 権利擁護の促進

---

判断能力が不十分な人の権利擁護のため、成年後見制度に関する啓発や市民後見人の養成等、制度利用の促進に向けた取組みを行いました。令和5(2023)年度には、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を推進するため、成年後見制度利用促進法に基づいた中核機関として、茅ヶ崎市成年後見支援センターを市役所分庁舎1階に開設しました。

## 2 新たな取組みに向けて

指標の実績値と取組みの実施状況に市民意識調査等の結果を加味し、基本目標ごとに課題を抽出し、新たな取組みの方向性として整理しました。

### 【基本目標】

これまでの  
取組みの方向性

課題

新たな  
取組みの方向性

### 【つながる】

多様性の理解・啓発  
居場所づくり  
互いがつながる・受け止め合う関係づくり

- ・多様な個性・属性の方を受け入れる意識は浸透してきていますが、具体的な配慮やつながりづくりへの発展は十分とは言えず、多様性に関する啓発活動を継続するとともに、学んだことを活かす機会をつくる等、さらなる**理解の促進**が必要です。
- ・地域のネットワークによる、地域のつながり・関係づくりが進みましたが、困りごとがあっても自ら支援を求めることが難しい人のニーズを捉えることが困難なこと、地域住民同士による主体的なつながりづくりの事例が少ないなどの課題があり、様々な人たちが**つながる間口を拡げる**ことが求められます。
- ・支える側・支えられる側を超え、様々な居場所づくりが進みましたが、高齢化等による担い手不足により、継続が困難な事例があり、新たな居場所づくりに加え、一過性で終わることのない**継続的なつながり**を構築することが求められます。

多様性の理解促進  
出会い・つながりづくり  
つながりの継続



## 【活動する】

## 【支え合う】

| <p>地域の活動にかかる情報発信<br/>できることを活かせる機会づくり<br/>担い手の育成・支援</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり<br/>連携強化<br/>相談支援体制の充実<br/>権利擁護の促進</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等、新たな媒体を活用し、地域活動に関する情報を発信することができましたが、活動の後押しとなるような情報発信までには至らず、周囲の力を活かしながら、<b>地域活動の活性化につながる情報</b>を、潜在的な協力者を含め、地域の様々な人たちに対して、多様な方法で届ける必要があります。</li> <li>・地区ボランティアセンターを中心に、様々な人の活躍の場が創出されてきましたが、一過性の活動で終わったり、活動が形骸化するケースも見られ、これまで参加していない人も含めて、参加してみたいと思えるような、<b>多様な活動機会</b>を継続的につくることが重要です。</li> <li>・「ボランティア大学」や「担い手研修」など、担い手の育成・支援を継続的にしているものの、スムーズな世代交代が行われないなど、担い手不足が課題です。担い手確保の前提として、<b>地域とつながる人を増やす</b>ことが求められます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のネットワークの構築が進み、地域課題に対する取組みに、多様な主体の参画が増えた一方、相互理解や目的意識の共有が十分に図られず、支援のネットワークがうまく機能しなかったり、地域福祉と商店・企業等との連携のイメージがつかみにくく、継続的な関わりを持ちにくいという課題があります。引き続き、福祉分野以外の団体や機関との連携を進め、相互理解のもと<b>体制を拡充・強化</b>することが必要です。</li> <li>・既存の制度やサービスでは解決できない課題や複合的な課題を抱えた<b>本人や世帯を中心</b>とした支援に、引き続き取り組むことが必要です。</li> <li>・誰もが尊重され、本人らしく<b>地域で暮らし続けられる</b>ように、判断能力が不十分な人や、福祉的な課題を抱えていることが分かりにくい人たちの支援に取り組む必要があります。</li> </ul> |

地域活動の活性化に  
つながる情報発信  
地域とつながる人を増やす  
多様な参加の機会づくり

本人・世帯を中心とした  
相談支援体制の充実  
地域の課題に地域で取り組む  
ことができる体制の拡充・強化  
地域で暮らし続けることを可  
能とする仕組みづくり





---

## 第2部 これからみんなで取り組むこと

---

# 1 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念・基本目標

前計画では、基本理念として「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」を掲げ、「つながる」「活動する」「支え合う」を基本目標として、地域共生社会の実現に向け、地域におけるつながりや支え合いを大切にしながら、「個人の尊重」と「その人らしい暮らしの実現」に向けた取組みを推進してきました。少子高齢化の進行、個人の価値観の多様化など、社会情勢が変化するなかにおいても、これらの考え方は重要であり、本計画においても前計画の基本理念・基本目標を継承し、誰もが人や資源と出会い、つながり続け、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

## 2 計画の体系

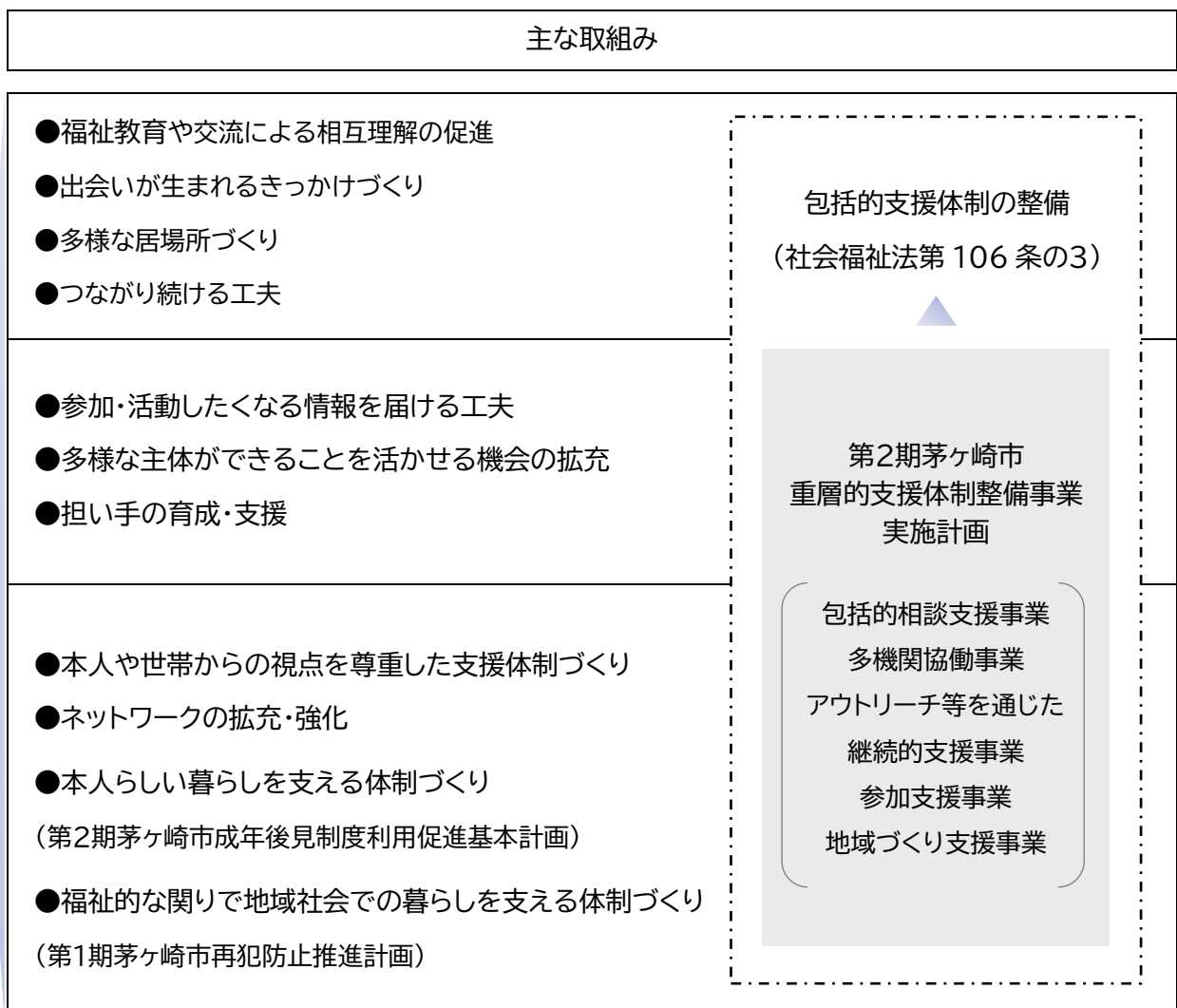
| 基本理念                                 | 基本目標                                                    | 取組みの方向性                                                                               |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります | 1 つながる<br>地域に、様々な人と出会い、互いに尊重し合う関係が生まれる場をつくります。          | ●多様性の理解促進<br>●出会い・つながりづくり<br>●つながりの継続                                                 |
|                                      | 2 活動する<br>それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。  | ●地域活動の活性化につながる情報発信<br>●地域とつながる人を増やす<br>多様な参加の機会づくり                                    |
|                                      | 3 支え合う<br>誰もが安心して暮らせる地域になるよう、みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくります。 | ●本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実<br>●地域の課題に地域で取り組むことができる体制の拡充・強化<br>●地域で暮らし続けることを可能とする<br>仕組みづくり |

### ■ 包括的支援体制の整備

人々が抱える課題の複雑化・多様化により、これまでの単一の制度や相談機関だけでは対応できない複合的な問題が増加しています。こうしたなか、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現には、制度や事業の垣根を越え、様々な主体の連携により、困りごとのある人や世帯を地域全体で支える「包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）」が不可欠です。

令和4(2022)年度に茅ヶ崎市が策定した、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画（※）」では、包括的支援体制整備に向けた手法として、分野や世代を問わない「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」等の取組みを一体的に実施することを位置づけています。既存事業の取組みを活かしながら、専門職の伴走による支援や、人と人のつながりを基盤とした地域の支え合いのネットワークづくりを進めることで、本プランの基本目標「つながる」「活動する」「支え合う」に向けた各取組みの推進を支えています。

※茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画の詳細は、52ページを御参照ください。



## 2 計画の展開

### 基本目標 1

### つながる

地域に、様々な人と出会い、互いに認め合う関係が生まれる場をつくります。

#### ■ 目指すべき姿

- ・年齢・性別・障がい・人種などの違いにかかわらず、誰もが安心して関われる居場所やコミュニティがあるまち
- ・人とのつながりが自然に生まれ、深まり、持続していく環境が整えられているまち
- ・支える側・支えられる側を超えて、互いにできる形で支え合う関係が地域の日常に根付いているまち



#### ■ 基本目標の達成度を確認する指標

| 指 標                                              | 現状値（令和6年度） | 目標値 |
|--------------------------------------------------|------------|-----|
| 「近所で気軽に顔を出せる場所がある」市民の割合<br>（地域福祉推進のためのアンケート調査より） | 33.1%      | 増加  |

#### ■ 取組みの方向性

##### ① 多様性の理解促進

多様性への理解を深めるため、多様な人々との対話・交流により様々な価値観にふれる機会を促進し、実際のつながりへとつなげていきます。

##### ② 出会い・つながりづくり

多様なニーズに応じた地域の居場所づくりを進めるため、対象や内容などが様々な集いの場の立ち上げを支援します。また、既存の集いの場についても、その継続を通じて、地域の中に新たな出会いやつながりが生まれるよう取り組みます。

##### ③ つながりの継続

地域で生まれたつながりを持続的な関係として育むため、一人ひとりのニーズや状況に応じた参加のあり方を検討するとともに、役割や活躍の機会を創出し、持続的な関係性の構築を目指します。

## ■主な取り組み

### ① 福祉教育や交流による相互理解の促進

- ・福祉教育プログラムの充実
- ・地域ボランティア・団体向け研修
- ・学びと交流の場づくり

### ② 出会いが生まれるきっかけづくり

- ・「地域のコーディネーター（つなぎ手）」の育成
- ・SNSや掲示板など、情報発信の工夫

### ③ 多様な居場所づくり

- ・地域の居場所づくりの支援

### ④ つながり続ける工夫

- ・ゆるやかな関係づくりの促進
- ・継続した参加を促す、活動の可視化と評価

#### 取り組みを進める多様な主体 ①

本計画は、市民・事業者や、様々な団体、行政等、オール茅ヶ崎で地域共生社会の実現を目指すものです。各主体がお互いの役割を理解し、連携しながら、それぞれができることに取り組むことが大切です。

住民



地域団体・福祉活動団体



まちから協議会・自治会  
地区民生委員児童委員協議会  
地区社会福祉協議会  
ボランティアグループ 等

商店・事業者



スーパー  
飲食店・コンビニ  
銀行・理髪店  
その他民間企業 等

福祉事業者・関係機関等



訪問看護・デイサービス事業者  
グループホーム・相談支援事業所  
地域包括支援センター・病院  
学校・保育園・商工会議所 等

市社協



市





## ■各主体に期待される役割や取組み

|                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>住民</p>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃から声かけ・挨拶をして地域のつながりの輪を広げる</li> <li>・ 地域に住む様々な人や、多様な生活スタイルに関心を持ち、理解を深める</li> <li>・ 地域の人々と互いに助け合える係を築く</li> </ul>                                                         |
| <p>地域団体・<br/>福祉活動団体</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動を通じてまちを見守る</li> <li>・ 地域の様々な人が交流する場を作り、参加を呼びかける</li> <li>・ 多様な人々の参画を得ながら活動を展開する</li> <li>・ 障がいや年代に配慮して開催方法や参加手段を工夫する</li> </ul>                                        |
| <p>商店・<br/>企業等</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交流のスペースや機会を提供し、地域のつながりづくり・居場所づくりに協力する</li> <li>・ 従業員の多様性に配慮した環境づくりを進める</li> <li>・ 個々の特性や事情に配慮したサービスを提供する</li> </ul>                                                      |
| <p>福祉事業者・<br/>関係機関等</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の一員として、積極的に地域活動に参加する</li> <li>・ 福祉や多様性の理解について啓発・助言をする</li> <li>・ 地域貢献の観点から施設資源を活用し、住民とのつながりや住民同士の交流を支援する</li> <li>・ 専門性を活かし、多様性に配慮した居場所・つながりづくりに取り組み、助言を行う</li> </ul>  |
| <p>市社協</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係団体と連携・協力しながら、多様な切り口での福祉理解・相互理解の場づくりを進める</li> <li>・ 身近な居場所づくり（ミニデイ・サロン等）を支援する</li> <li>・ 身近な居場所の活用が進むよう、住民や専門職に情報提供する</li> <li>・ 「地域のコーディネーター（つなぎ手）」を発掘・育成する</li> </ul> |
| <p>市</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会参加を必要とする人が、地域の社会資源などを活用して、社会とつながりを持てるよう、本人と受け入れ先を支援する仕組みをつくる</li> </ul>                                                                                                |

## 基本目標 2

## 活動する

それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、誰もが活躍できる地域づくりを進めます。

### ■ 目指すべき姿

- ・ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられ、困っている人に必要な支援が届くまち
- ・ 一人ひとりの得意なことや強みを活かしながら、みんながみんなのために地域活動に関わるまち
- ・ 幅広い世代がつながり、生き生きと活躍できる場所が広がるまち



### ■ 基本目標の達成度を確認する指標

| 指 標                                             | 現状値（令和 6 年度） | 目標値 |
|-------------------------------------------------|--------------|-----|
| 「ボランティア活動に参加している」市民の割合<br>（地域福祉推進のためのアンケート調査より） | 9.0%         | 増加  |

### ■ 取組みの方向性

#### ① 地域福祉活動の活性化につながる情報発信

活動内容やその魅力、楽しさなどを紙媒体や SNS 等のデジタル媒体で発信し、幅広い層へ情報を届けます。また、視覚的・感情的に伝わる広報物の制作や SNS 発信のスキルを学ぶ機会を設け、地域団体の広報力向上を支援します。さらに、企業・行政・ボランティアグループ等と連携し、年齢、性別、障がいの有無、外国籍住民などの属性に関わらず、誰もが取得しやすい情報を発信します。

#### ② 地域とつながる人を増やす多様な参加の機会づくり

『できるひとが、できるときに、できることを』を合言葉に、シニア世代、学生、子育て世代、障がい者、外国にルーツがある人など、それぞれの関心や生活スタイルに応じて参加しやすい仕組みを検討します。地域福祉活動に関する相談窓口の周知を強化し、地域ニーズを把握しながら企業等と協働で講座を開催し、参加の機会を広げます。さらに、活動者同士が情報交換・協力できる交流会や、運営ノウハウ・安全管理・後継者育成などをテーマにした研修を定期的で開催し、多様な担い手の育成と活動の継続を支えます。

## ■主な取組み

### ① 参加・活動したくなる情報を届ける工夫

- ・地域活動の魅力を伝える情報発信
- ・地域の "つたえる担い手" の育成
- ・行政・地域団体・企業との広報連携

### ② 多様な主体ができることを活かせる機会の拡充

- ・一人ひとりの力を活かす地域活動の推進
- ・世代・立場に応じた多様な参加の場づくり
- ・「活動の入口」相談・マッチング窓口の広報

### ③ 担い手の育成・支援

- ・活動者の交流・学びの場づくり
- ・活動団体や担い手の育成・伴走支援

## 取組みを進める多様な主体 ②

### 地域団体・福祉活動団体ってどんなもの？



地域団体は、地縁や所属などのつながりを持つ住民で組織されている団体で、まちぢから協議会、自治会、地区民生員児童委員協議会、地区社会福祉協議会などが代表的なものです。福祉活動団体は、活動内容や対象者などにより、様々な種類がありますが、ここでは関心や活動を中心につなげるボランティアグループのことを主に指しています。

| まちぢから協議会                                                                                        | 自治会                                                                                                                               | 地区民生委員児童委員協議会（民児協）                                                                                                 | 地区社会福祉協議会（地区社協）                                                                                                        | ボランティアグループ                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自治会、民児協、地区社協のほか、体育振興会、青少年育成推進協議会など様々な団体から組織され、市内13地区で、様々な課題解決に向けた取組みを行っています（うち1地区は自治会連合会として活動）。 | 自治会は、地域住民相互の連帯感を育て、地域の福祉・環境・防犯・防災等、様々な課題に取り組みながらまちづくりを進めていく、住民の自治組織です。茅ヶ崎市では130を超える自治会が組織されており、地域課題の発見と解決、親睦と連携の場として重要な役割を担っています。 | 民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱される、身近な福祉ボランティアで、地域住民の困りごとなどの相談に対応しています。その担当区域（地区）ごとに協議会を組織することとされており、茅ヶ崎市では13地区に協議会が組織されています。 | 同じ地区に暮らす住民同士が、身近にある福祉課題を共有し、その解決に向けた活動を行う任意の地域団体で、茅ヶ崎市では13地区で組織されています。地区のボランティアの活動拠点である地区ボランティアセンターは、地区社協が運営主体となっています。 | 高齢者の買い物代行や話し相手、障がい者の外出の付き添い、点字・手話通訳、子ども食堂、学習支援、留学生の生活支援などを行っている団体。NPO 法人や市民活動団体、サークルなど、大小様々なグループがあります。 |

## ■各主体に期待される役割や取組み

|                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>住民</p>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活動について関心を持つ・情報収集する</li> <li>・特技や強みを活かせる活動に参加する</li> <li>・家族や友人等と情報を共有する</li> <li>・参加した活動について発信する。</li> </ul>                                                        |
| <p>地域団体・<br/>福祉活動団体</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分たちの活動を幅広く、わかりやすく PR する</li> <li>・ボランティア活動の良さ、親しみやすさを積極的に発信する</li> <li>・発信方法について SNS 等の活用など工夫する。</li> <li>・強みや生活スタイル、時代に合わせた参加形態を検討する</li> </ul>                      |
| <p>商店・<br/>企業等</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の一員であることを意識し、地域の活動について情報収集する</li> <li>・地域活動に対し、強みを活かして活動や情報発信に協力・支援する</li> <li>・市・市社協・地域の活動に積極的に協働する</li> </ul>                                                      |
| <p>福祉事業者・<br/>関係機関等</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市・市社協・地域の活動との協働や情報発信を行う</li> <li>・専門性を活かして地域の活動にわかりやすく助言や支援をする</li> <li>・ボランティア活動の機会の提供や受け皿となる</li> <li>・施設や事業所を開かれた場として参加しやすい工夫をする</li> </ul>                         |
| <p>市社協</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な年代や特性などに合わせて興味を引く情報発信・周知を行う</li> <li>・活動プログラムや情報提供の仕組みを検討・整備する</li> <li>・地区活動の継承のためにリーダー的人材の育成を継続的に支援する</li> <li>・身近な福祉活動拠点として、地区ボランティアセンターが活用されるように支援する</li> </ul> |
| <p>市</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の居場所、交流の場の整備を行う</li> <li>・社会資源を把握し、多様な取組みをコーディネートすることで、世代や属性を超えた交流・参加・学びの場の形成を支援をする</li> </ul>                                                                       |

## 基本目標 3

### 支え合う

誰もが安心して暮らせる地域になるよう、  
みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくります。

#### ■ 目指すべき姿

- ・誰もが孤立することなく、いつまでも安心して本人らしく地域で暮らせるまち
- ・地域での見守り体制が強化され、制度のはざ間の課題や複合課題に連携して取り組めるまち
- ・身近な支え合いやネットワークの中から、住民や関係機関が連携して、必要な時に適切な支援につながるができるまち
- ・様々な困りごとや背景を抱えた人が、孤立することなく身近なところで早期に相談ができるまち



#### ■ 基本目標の達成度を確認する指標

| 指 標                                                           | 現状値（令和 6 年度） | 目標値 |
|---------------------------------------------------------------|--------------|-----|
| 「とともに見守り支え合う地域の体制」について、「満足またはまあ満足」と答えた市民の割合<br>（茅ヶ崎市市民意識調査より） | 35.1%        | 増加  |

#### ■ 取組みの方向性

##### ① 本人・世帯を中心とした相談支援体制の充実

誰もが身近なところで相談でき、適切な支援につながるよう、相談窓口の周知と相談支援体制の充実を図ります。本人・世帯が大事にしている視点を尊重して 受け止められるよう、各相談窓口で対応力の向上を図ります。

##### ② 地域の課題に地域で取り組むことができる体制の拡充・強化

地域で把握した課題について、様々な主体と柔軟に連携しながら共に考え、地域住民の力で課題解決に取り組める体制の整備に向けて、地区支援ネットワーク会議など既存の会議体の拡充を図ります。

##### ③ 地域で暮らし続けることを可能とする仕組みづくり

誰もが本人として尊重され、権利が守られ安心して暮らせるよう取り組みます。福祉的な課題を抱えながらも周囲にはわかりにくい方や、本人にはその困り感がない方がいます。本人の意思決定を尊重しつつ、適切な支援につながれるように支援のネットワークの構築や、関わりをあきらめないチーム支援を検討します。



## ■ 主な取組み

## ① 本人や世帯からの視点を尊重した支援体制づくり

- ・本人や家族の気持ちに寄り添う相談体制の強化

## ② ネットワークの拡充・強化

- ・ 地区支援ネットワーク会議等の拡充
- ・ すぐには解決につながらない地域の課題をみんなで考え、支え合う体制づくり

### ③ 本人らしい暮らしを支える体制づくり

(第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画)

- ・ 成年後見制度等権利擁護の理解促進と適正な運用
- ・ 地域連携のネットワークの機能強化
- ・ 意思決定支援の強化
- ・ 担い手の確保及び育成・支援

#### ④ 福祉的な関わりで地域社会での暮らしを支える体制づくり

(第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画)

- ・ 関係機関・団体の支援、連携の推進
- ・ 犯罪をした者等の自立支援
- ・ 地域における理解の促進や関心を醸成するための周知啓発活動

### 取組みを進める多様な主体 ③



福祉事業所・関連機関等ってどんなもの？

[illegible]

作成中

## ■各主体に期待される役割や取組み

|                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>住民</p>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な相談窓口や支援について関心を持ち情報を収集する</li> <li>・様々な困りごとや背景を抱えた人を支える制度や支援を知る</li> <li>・緩やかな見守り合いを心がけ、気づきを相談窓口につなげる</li> <li>・地域の支え合い活動に参加する</li> <li>・関わりをあきらめない、いい意味でおせっかいになる</li> </ul>                                 |
| <p>地域団体・<br/>福祉活動団体</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の気づきを受け止める</li> <li>・活動で把握した地区の課題を発信共有する</li> <li>・地区内の団体や相談窓口と連携する</li> <li>・困りごとを抱えた人が早期に支援につながるよう支援する</li> </ul>                                                                                         |
| <p>商店・<br/>企業等</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業を通じて地域の見守りや支え合いに協力する</li> <li>・地域の相談窓口や判断能力が不十分な人を支える制度を知る</li> <li>・強みを活かして地域の課題の解決に向けた担い手となる</li> <li>・事業や地域参加で把握した課題を、新たな取組みにつなげる</li> </ul>                                                             |
| <p>福祉事業者・<br/>関係機関等</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の困りごとを受け止め、専門的な助言や支援をする</li> <li>・専門性を活かして、地域の見守り合いや支え合いに協力する</li> <li>・地区内の課題を共有し、解決に向けて助言や提案をする</li> <li>・困りごとを抱える人の早期発見・早期支援に協力する</li> </ul>                                                             |
| <p>市社協</p>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化・複雑化する福祉課題に対し、地域団体や関係機関等との連携を図りながら相談窓口機能を充実する</li> <li>・成年後見制度の利用促進及び権利擁護の推進を図る</li> <li>・民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会など地区の相談の担い手に対し、地域力の向上を目指したスキルアップのための支援を行う</li> <li>・個人情報に留意しつつ、柔軟な地区支援ネットワークづくりを行う</li> </ul> |
| <p>市</p>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の相談支援を一体的に実施し、世代や属性を問わず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、課題解決に向けて、地域団体や関係機関等との積極的な連携を行う</li> <li>・地域の状況を幅広く情報収集して潜在的な相談者を見つけ支援につなげる</li> <li>・様々な困りごとや背景を抱えた人を支える制度や支援を周知・啓発する</li> </ul>                                  |

## 3 進行管理

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域住民、事業者、地域団体、関係機関、市社協、市など、多様な主体が連携・協働する体制を整え、地域共生社会の実現を目指します。市の附属機関である「茅ヶ崎市地域福祉推進委員会」と市社協が設置する「茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会」において、相互に連携を図りながら、計画の進捗状況を把握・検証することで、計画を推進していきます。

### 2 進捗管理と評価方法

本計画の着実な推進のため、毎年度の施策の取り組み状況を確認し、必要に応じて施策の見直しや改善を行います。確認にあたっては、「茅ヶ崎市地域福祉推進委員会」及び「茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会」において、取組みの方向性に沿った事業が展開されていたか、どのような成果や課題があったかを審議し、その後の施策展開に反映させていきます。また、本計画で掲げる3つの基本目標の達成度については、次期計画の策定時に「地域福祉推進のためのアンケート調査」や「市民意識調査」の調査結果を活用し評価します。



## 4 計画の推進（個別計画に基づく体制づくり）

### 1 第2期茅ヶ崎市重層的支援体制整備事業実施計画

「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」で目指す、「地域共生社会」の実現には、多様な主体が連携し、きめ細やかな支え合いを地域で育む「包括的支援体制」の整備が不可欠です。本市では、社会福祉法第106条4の規定に基づく重層的支援体制整備事業として、介護、障がい、子ども、生活困窮等の既存の取組みを活かしつつ、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める「包括的相談支援事業」、社会とのつながりを作るための支援を行う「参加支援事業」、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する「地域づくり事業」等を一体的に実施することで、多様なつながりを地域に生み出し、複雑化・複合化した支援ニーズを、地域全体で受け止め支え合う体制を構築し、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を目指します。

本項は、社会福祉法第106条の5に規定されている「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけます。

#### ■主な取組み

##### ①包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等にかかわらず地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。福祉総合相談では相談支援包括化推進員による分野を問わない個別支援及び地域課題の解決に向けた支援を行います。

##### ②参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

各分野で行われている、既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。本人や世帯のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングができるよう、関係者間の調整を行います。

##### ③地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

高齢・障がい・子ども・生活困窮分野の既存の事業を活かしながら、交流の場や居場所の整備を行うとともに、地域の社会資源を幅広く把握したうえで、社会資源の開発や多様な取組みのコーディネートを行うことで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場の形成を支援します。

##### ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

制度のはざ間の課題や複合的な課題を抱え、自ら支援を求められない人や、支援に拒否的な人などに必要な支援を届けるため、地域の状況等について幅広く情報収集するとともに、本人との信頼関係に基づく直接的・継続的なつながりを重視した、支援のネットワークを構築します。

## ⑤多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

既存の個別支援では対応が難しい、複雑化・複合化した課題を抱え、様々な課題の解きほぐしが求められている事例については、支援を行う関係者で構成される重層的支援会議において、支援の方向性の整理、役割分担等の全体調整を行います。また、地区支援ネットワーク会議等、人や世帯、地域の生活課題を、地域全体で受け止め支える包括的相談支援体制を構築します。

## ■取組みの進捗を表す指標

| 項 目                  | 現状値（令和6年度） |
|----------------------|------------|
| 福祉総合相談者数（実人数）        | 600人       |
| 地区支援ネットワーク会議での共有事例件数 | 106件       |

## 教えて！ えぼし麻呂



**重層的支援体制整備事業実施計画** ってなあに？

重層的支援体制整備事業は、地域福祉プランで目指す誰もが役割をもって、地域の**支え合い**のなかで安心して暮らせる**地域共生社会**を実現するための取組みのことだよ。



どんな取組みを進めていくのかしら？

**地域共生社会**の実現には、困ったときに誰一人取り残されることなく相談ができること、誰もが地域のなかで持てる力を発揮できること、いろんな人や事業者や組織と一緒に協力して支え合えることが大事だよ。重層的支援体制整備事業計画では、年代や属性を問わずに困りごとを聞く「**包括的相談支援時事業**」、地域の活動に参加できるようにする「**参加支援事業**」、みんなで協力して支え合いのまちをつくる「**地域づくり支援**」などの取組みを一体的に進めて、地域で暮らす人を地域で丸ごと支える「包括的な支援体制」づくりを進めるぞよ。



どのへんが「重層的」なの？

「重層的」というのは、いくつもの層が重なり合うという意味。多様な支援を重ねたり、市役所の一つの部署だけでなく、様々な人や機関が協力したりすることで、より複雑な困りごとや、制度のはざまの問題に対応することを目指しているよ。どんな困りごとでも丸ごとカバーできるように、複数の種類の支援や、多様な関係者が、何枚ものネットみたいに重なり合っている様子…それが重層的な支援体制のイメージだよ。



## ○重層的支援体制整備事業の実施体制

### 包括的相談支援事業

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・地域のネットワークで対応する
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ



| No. | 取組み名                     | 運営形態 | 内容                                                     |
|-----|--------------------------|------|--------------------------------------------------------|
| 1   | 重層的支援体制推進事業（地域福祉課）       | 委託   | 市内 13 地区への CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の配置による分野を問わない個別支援及び地域支援 |
| 2   | 福祉総合相談（地域福祉課）            | 直営   | 相談支援包括化推進員による分野を問わない個別支援及び地域支援                         |
| 3   | 生活自立相談窓口（地域福祉課）          | 直営   | 仕事や健康、借金などでお困りの方に対する、自立相談支援員による相談                      |
| 4   | 成年後見支援センター（地域福祉課）        | 委託   | 高齢や障がい等により判断能力が不十分な方のための成年後見制度利用をはじめとする相談              |
| 5   | 基幹相談支援センター（障がい福祉課）       | 委託   | 障がい福祉分野における総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化                   |
| 6   | 相談支援事業所（4 か所）（障がい福祉課）    | 委託   | 相談・情報提供・障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための援助                      |
| 7   | 基幹型地域包括支援センター（高齢福祉課）     | 直営   | 関係機関と連携した包括的な相談支援等                                     |
| 8   | 地域包括支援センター（13 か所）（高齢福祉課） | 委託   |                                                        |
| 9   | 茅ヶ崎駅北口子育て支援センター（こども政策課）  | 委託   | 相談・情報提供・助言など、子育て家庭や妊婦への支援、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり       |
| 10  | こども家庭センター（こども育成相談課）      | 直営   |                                                        |
| 11  | 保育コンシェルジュ（保育課）           | 直営   |                                                        |
| 12  | 子育て支援センター（4 か所）（こども政策課）  | 委託   | 交流場所の開設、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助                       |
| 13  | 浜見平保育園地域育児センター（保育課）      | 直営   |                                                        |
| 14  | 住まいの相談窓口（都市政策課）          | 直営   | 住まいに関する悩みの相談、関連する制度や支援メニュー等の紹介                         |
| 15  | 心の健康相談（保健所保健予防課）         | 直営   | 精神科医師、精神保健福祉士・保健師による相談                                 |

複雑化・複合化した課題の整理・調整

地域  
(地域団体・福祉活動団体・福祉事業者・関係機関・企業等)と連携

すべてを一体的に実施



各分野のアウトリーチ



### アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・支援が届いていない人に支援を届ける
- ・地域のネットワークの中から潜在的な相談者を見つける
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

| No. | 取組み名               | 運営形態 | 内容                                                                  |
|-----|--------------------|------|---------------------------------------------------------------------|
| 1   | 重層的支援体制推進事業（地域福祉課） | 委託   | CSW と地域団体・関係機関等の連携による、潜在的な相談者の把握、継続的な働きかけが必要な個別事例に対する関係づくりと支援       |
| 2   | 福祉総合相談（地域福祉課）      | 直営   | 相談支援包括化推進員と地域団体・関係機関等の連携による、潜在的な相談者の把握、継続的な働きかけが必要な個別事例に対する関係づくりと支援 |



## 多機関協働事業

- ・市全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・支援を行う関係者の役割分担を図る(重層的支援会議)



| No. | 取組み名                   | 運営形態 | 内容                                                                               |
|-----|------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 重層的支援体制推進事業<br>(地域福祉課) | 委託   | 市全体での包括的な相談支援体制の構築、CSW と地域団体、関係機関、相談支援包括化推進員等との連携による課題の整理と継続的な支援                 |
| 2   | 福祉総合相談<br>(地域福祉課)      | 直営   | 市全体での包括的な相談支援体制の構築、相談支援包括化推進員と地域団体、関係機関、CSW 等との連携による課題の整理と継続的な支援、重層的支援会議・支援会議の開催 |

## 参加支援事業

- ・社会とつながりを作るための支援を行う
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューづくり
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

| No. | 取組み名                   | 運営形態 | 内容                                    |
|-----|------------------------|------|---------------------------------------|
| 1   | 重層的支援体制推進事業<br>(地域福祉課) | 委託   | CSW による、社会参加を必要とする人への支援               |
| 2   | 福祉総合相談<br>(地域福祉課)      | 直営   | 社会参加を必要とする人と社会資源とのマッチングや、社会参加のきっかけづくり |

## 重層的支援会議・支援会議



行政・福祉事業者・  
地区社会福祉協議会・  
民生委員 など



## 地域づくり事業

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

| No. | 取組み名                        | 運営形態 | 内容                                                                             |
|-----|-----------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 重層的支援体制推進事業<br>(地域福祉課)      | 委託   | CSW による地区ボランティアセンターの運営支援、地域福祉に関する地区懇談会の開催支援、地域住民と地域団体等とのネットワークづくり、サロン活動の立ち上げ支援 |
| 2   | 福祉総合相談<br>(地域福祉課)           | 直営   | 個別支援を通じて把握した地域課題解決のための社会資源の開発・活用(生活困窮者のための地域づくり事業を含む)                          |
| 3   | 地域介護予防活動支援事業<br>(高齢福祉課)     | 直営   | 介護予防を支援するボランティアの養成・支援、高齢者事業等での健康相談等                                            |
| 4   | 生活支援体制整備事業<br>(高齢福祉課)       | 直営委託 | 地域支え合い推進員の配置、協議体の設置及び運営による地域の支え合いの体制づくり                                        |
| 5   | 地域活動支援センター(8か所)<br>(障がい福祉課) | 委託   | 障がい者を対象とした創作的活動や生産活動の機会、社会との交流機会の提供                                            |
| 6   | 子育て支援センター(4か所)<br>(こども政策課)  | 委託   | 交流場所の開設、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助(地域子育て支援拠点事業)                                  |
| 7   | 浜見平保育園地域育児センター<br>(保育課)     | 直営   |                                                                                |

介護予防  
グループ

子ども  
食堂

ネット  
ワーク

居場所

サロン

.etc

## 2 第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画

### ～本人らしい暮らしを支える体制づくり～

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が不十分な人（以下、本項において「本人」という。）の権利を守るため、本人の財産の管理や、介護や施設利用といった福祉サービスの契約などの法律行為を本人に代わって行う成年後見人等を選任し、本人の意思を尊重した支援を通じて、本人の暮らしを法的に保護する制度です。

本人の思いや希望を大切にしながら本人らしい暮らしを実現できるようにすること（＝権利擁護）、判断や選択が難しいときに本人の視点から一緒に考え、決める手助けをすること（＝意思決定支援）、お金や財産を適切に管理すること（＝財産管理）、医療や介護など生活に必要な契約や手続きを支えること（＝身上保護）を通じて、本人の暮らしを支えます。

本項は、「ちがさきの地域福祉プラン3」の基本目標3「支え合う」の主な取組み「本人らしい暮らしを支える体制づくり」を推進するものであり、「成年後見制度の利用促進に関する法律」第14条第1項の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

#### ■主な取組み

##### ①成年後見制度の理解促進と適正な運用

- ・ 中核機関<sup>※1</sup>を運営し、地域全体の権利擁護の意識向上を図るため、本人を支える親族や支援者だけでなく、地域全体に対して、制度の理解促進に向けた周知啓発を行います。
- ・ 本人の権利が守られ、適切な支援につながるよう、積極的な訪問による潜在ニーズのキャッチなど、中核機関のアウトリーチ機能の強化に努めます。
- ・ 制度を必要とする人が適切に利用できる体制づくりとして、市長申立てや利用支援事業に取り組むとともに、本人を中心とした支援体制を円滑に構築するため、本人の支援者や地域の相談支援機関、専門職団体などとの連携を推進します。
- ・ 本人に適した成年後見人等のマッチングを支援します。

※1 中核機関

制度の利用促進を図るため、広報・啓発、相談対応、後見人等の支援に加え、地域連携ネットワーク構築・コーディネートを行う、成年後見制度の中心的な役割を担います。本市では、茅ヶ崎市成年後見支援センターを指します。

##### ②意思決定支援の強化

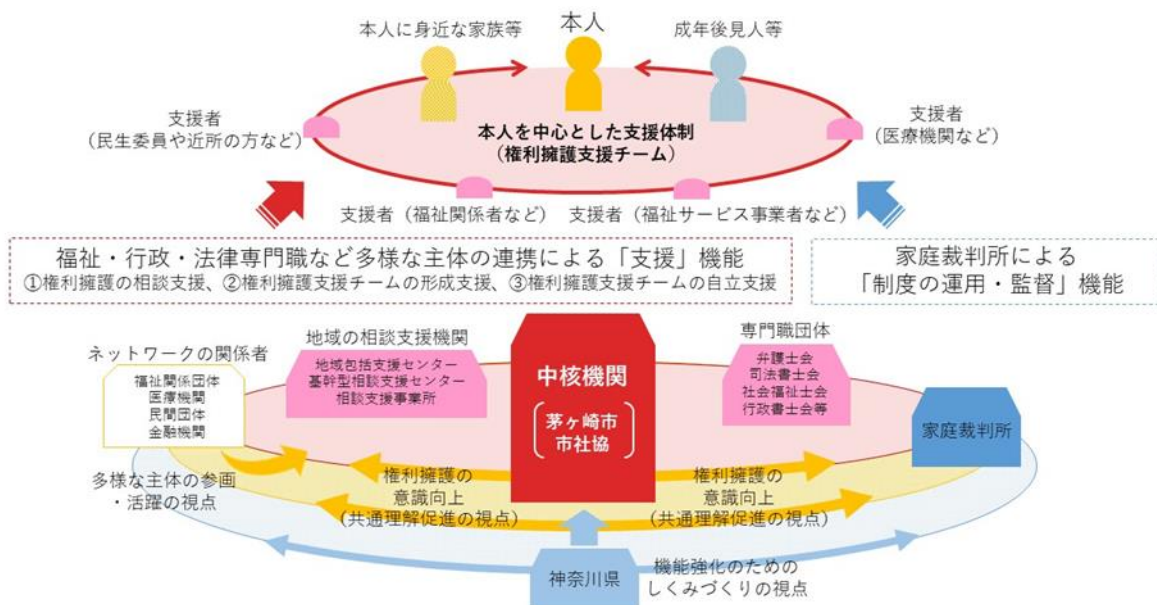
- ・ 意思決定が困難と思われる場合であっても、本人の視点から一緒に考え、適切な情報や環境を提供し、本人の意思が実現できるよう、本人の意思決定支援に取り組みます。
- ・ 本人を支える親族や支援者などに対し、意思決定支援の必要性の浸透を図ります。
- ・ 本人の意思や状況を継続的に把握し必要な支援を行うため、成年後見人等だけでなく、本人に関わる多様な支援者が意思決定支援の重要性を理解し、実現できるような本人を中心とした支援体制の構築に取り組みます。



### ③地域連携のネットワークの機能強化

- ・ 地域連携のネットワークの中心的な役割を担う中核機関において、成年後見制度利用促進会議などの既存会議などの活用や、勉強会の開催などを通じて専門職団体や地域の相談支援機関等との多様な主体の参画や連携を進め、顔の見える関係を構築することで、本人を中心とした支援体制の充実を図ります。
- ・ 市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業と制度の連携を推進し、それぞれの特性を活かした切れ目のない支援を提供します。
- ・ 判断能力の低下に不安を抱える人に対し、必要時に適切な支援につながるよう、任意後見制度を入口として、地域と連携した見守り体制づくりに取り組みます。

#### ■地域連携のネットワークのイメージ



### ④担い手の確保及び育成・支援

- ・ 市民後見人を養成するとともに、受任しやすい体制づくりに取り組みます。活動開始後も、定期報告時の助言や継続的な研修機会を提供し、その活動の支援に取り組みます。
- ・ 親族後見人へ、後見活動に対する相談窓口の周知や、定期報告時の支援を強化します。親族後見人への関わりを継続し、安心して活動できる環境づくりに取り組みます。
- ・ 専門職団体や法人後見との連携をより一層強化し、多様なニーズに対応できる体制づくりに取り組みます。

#### ■取り組みの進捗を表す指標

| 項目                     | 現状値 (令和6年度) |
|------------------------|-------------|
| 成年後見支援センターへの相談者数 (実人数) | 345 人       |
| 市民後見人の新規受任件数           | 3 件         |

## 教えて！ えぼし麻呂



**成年後見制度** ってなあに？

判断能力が十分でない人のために、本人の代わりに財産を管理したり、契約を結んだりする **成年後見人** 等を選ぶことで、その人が自分らしく暮らしていくことを支援する制度のことだよ。



それって、**地域福祉** に関係あるの？

地域福祉は、地域に住むみんなが安心して暮らせるように、みんなで **助け合ったり、支え合ったり** する仕組みや活動のこと。判断力が低下しても、その人の「こうしたい」という気持ちを尊重して、サポートしてくれる人がいれば、これまでと変わらず、**その人らしく** 地域で暮らしていけるぞよ。



判断能力が不十分な人のため、私たちにできることはあるかなあ？

もちろんあるぞよ！  
その人のことを考えて、理解しやすいように説明したり、その人が選べるように選択肢を用意したり、その人が安心して過ごすことのできる環境を整えたり、その人らしく地域で暮らしていけるにはなにが必要か、みんなで一緒に考えることから始めてみるぞよ！



### 3 第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画

#### ～福祉的な関わりで地域社会の暮らしを支える体制づくり～

刑事施設や少年院から地域社会に戻る人たちの中には、貧困、孤立、依存症、精神疾患など、さまざまな課題を抱えていることや、安定した生活の拠り所となるような場や人とのつながりがないことなどから、生きづらさを抱え、再び犯罪や非行をする人も少なくありません。

本項では、住居・就労の確保等の適切な福祉サービスを提供する自立支援や、再犯防止に関する地域の理解を促進するための周知啓発活動、保護司会など地域の民間ボランティア団体等との連携づくり等、再犯防止の推進を観点とした取組みを位置づけ、「福祉的な関わりで地域社会での暮らしを支える体制づくり」を促進します。

なお本項は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「第1期茅ヶ崎市再犯防止推進計画」として位置付けます。

#### ■主な取組み

##### ①関係機関・団体の支援、連携の推進

保護司会や更生保護女性会など、更生保護ボランティアが円滑に活動を行うために必要な各種情報等の提供を行います。

あわせて、保護司会や更生保護女性会など更生保護ボランティアの人材募集の呼び掛けへの協力、各種地域団体へ情報提供など、人材の確保を支援します。そのほか、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談支援や、関係機関を含めた地域づくりを進めます。

##### ②犯罪をした者等の自立支援

犯罪をした者等の中には、社会復帰後の生活がうまくいかず、再犯に至るケースがあります。その大きな要因として帰住先がないことや就労を希望しても定職に就くことができないことがあげられることから、一人ひとりの状況を考慮し、適切な福祉サービス等を提供するなど、自立を支援します。

また、犯罪をした者等が社会的に孤立することを防ぐため、主体性を尊重しながら、それぞれの抱える課題に応じた息の長い支援を推進し、地域福祉活動等への参加を促すなど、地域とのつながりをつくり、見守り支えあう包摂のまちづくりに取り組みます。

##### ③地域における理解の促進や関心を醸成するための周知啓発活動

犯罪をした者等の更生について広く住民の理解を得るため、保護司会や更生保護女性会など更生保護ボランティアとのさらなる連携を推進し、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」といった取組みを通して、広報・啓発活動を進めます。



## 教えて！ えぼし麻呂



**再犯防止推進計画** ってなあに？

罪を犯してしまった人が、また罪を犯さないように、  
**支え合いの仕組み** を作っていく計画のことだよ。



私に関係あるのかな…？

犯罪を繰り返す人のなかには、仕事がない、家がない、  
頼れる人がいない…というように、生活に**困っている人**も多いぞよ。  
立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域づくりには、  
**地域みんなの理解と見守り、サポート**がとても大切だよ。  
誰もが、社会の一員としてお互いを尊重し、支え合える社会を目指し、  
取組みを進めていくぞよ。



サポートなんて難しそう…

難しく考えないで大丈夫だよ！ 犯罪したとかしないとか関係なく、  
まずは、学校や職場の人や、近所の人、まちですれちがう人など、  
**身近な人**にあたたく接すること。**あいさつ**をすること。  
一人ぼっちで困っている人がいたら、**周りの人に相談**してみること。  
どれも小さなことだけど、**地域みんなが実行**することで、  
地域社会そのものが、あらゆる人の日々の暮らしの支えになるぞよ。

